

令和7年第3回三島町議会9月定例会会議録

招集年月日 令和7年8月12日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和7年9月8日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	教育長	山口 浩
参事兼総務課長	小柴 謙	地域政策課長	板橋 淳也
産業建設課長	小松 昭	町民課長	菅家 直人
会計管理者	星 保弘	生涯学習課長	舟木 孝治

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 義幸
--------	--------

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問に入ります。

本日の一般質問は2名であります。

通告順に発言を許します。7番、吉垣絵梨子議員。

なお、吉垣絵梨子議員の持ち時間は、ただいまから11時までといたします。

○7番 7番、吉垣絵梨子です。

通告書に基づき、私からは2点質問いたします。

1つ目、今後の情報発信の在り方について。

現在、町の情報発信については、町ホームページ、広報紙及びお知らせ版、防災無線があるかと思えます。昨年、町の各種情報周知や広報に使われてきたテレビ電話が故障し、現在は防災無線で各種情報が流されていますが、防災無線ではその場にいないと情報にアクセスできないため、情報の取得に不便さを感じるとの声が聞かれます。また、町民の中には、お知らせが多く音を消していたり、設置していないという人もいます。

今冬の大雪の際の道路の通行止めや停電の状況、また最近では頻繁に出没する熊の情報など、町民にとって重要な情報がどこにいても取得できるような体制を整えてほしいと考え、以下の質問をします。

1、昨年の地区座談会において、テレビ電話の修理が困難であることから、今後廃止し、新しいサービス構築を考えていくとの説明があり、現在検討を進めていることと思えますが、今後の町の方向性や現状の課題について教えてください。

2、町ホームページは、リニューアルされてから2年半ほどが経過しますが、正直うまく活用されているようには感じられません。ホームページに限らず、町の情報発信について、その手段や内容に関して、町は現状の課題をどのように分析し、解決に向けた取組をしていますか。

2つ目、町の財政状況を踏まえた事業の見直しについて。

令和7年度の当初予算において、町も厳しい財政状況を自覚し、緊縮財政をしようといながらも、事業の縮小・改廃がなされず、なおかつ町民生活に直結する予算は見送られている点等から、私は当初予算に反対しました。令和6年度の決算において経常収支比率が100%を超えたことで、私は町の財政状況はますます危機的な状況であり、抜本的な行財政改革、事業の改廃が待ったなしで必要との考えを強くしました。今年度の当初予算の内容によって、町民の方々も、町の財政状況が非常に厳しいということを今まで以上に感じ、中には不安を感じている方もいます。

本議会は、決算の認定があり、その審議の中で、各種事業の効果については検証してい

きたいと考えますが、ここでは町民の皆さんが町の現状を正しく知ることが大切だとこの視点に立ち、以下の質問をします。

1、令和6年度の決算によると、町の経常収支比率は109.2%となり、その理由を人事勧告による人件費の増加の影響と考えているようですが、そもそもこれだけ財政が硬直している理由は別にあると思います。町はその点をどのように分析していますか。

2、現在町が抱えている借入金の総額を、一般会計でなく、特別会計含めて教えてください。

3、実施計画には3年分の建設計画がありますが、今後10年ほどに見込まれる建設事業やインフラ整備について、最低限しなくてはならないもの、財政状況が許すなら進めたい事業とに分けて、現段階で予想される予算額も含めて教えてください。

4、以上を踏まえ、今後どのように財政を立て直していくのか、具体的に教えてください。

5、今年度は第5次三島町振興計画の後期基本計画策定年度であり、現在各事業の評価や見直しも行われていることと思います。決算状況を踏まえ、振興計画の見直しも行われていますか。

以上、お答え頂きますようお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 7番、吉垣議員のご質問にお答えします。

第1点目のIP告知システム、テレビ電話については、整備から15年が経過し、老朽化のために告知放送機能が昨年7月から故障しており、通話機能のみの稼働となっています。

調査の結果、費用をかけて修理しても復旧できない可能性があることが判明し、議員ご指摘のとおり、昨年度の地区座談会においてもご説明をいたしました。

今後の方向性として、まずテレビ電話については機体、機器本体の修理が既にできなくなっていることから廃止、撤去することとしており、その時期や撤去方法について検討しています。また、新たなサービスについて、クラウド型サーバー制整備、個人スマートフォン等への配信アプリ、受信端末の設置について調査検討をしているところであります。

しかし、財政状況が厳しくなっていることから、多額の費用を要する事業は困難であり、令和7年度当初予算措置を見送ったところであります。さらに激しさが増している財政状況を考慮すると、大きな予算は難しいと見込まれるため、引き続き事業設計の検討、実施期日の調整、さらに実施の可否も含め判断が必要となっているところであります。

第2点目、町のホームページにつきましては、閲覧者にとって見やすく分かりやすい画面構成とするとともに、各課から迅速に情報発信が可能となるシステム構築を目的に、2年前に更新しております。

重要な課題としては、各課からの情報公開頻度及び情報発信の頻度に大きなばらつきが生じていることを考えています。

ホームページの運用につきましては、情報公開と情報発信の2つの側面を有しております。情報公開の面では、各課において必要な取組を行っているところでございますが、情報発信については、なお一層、今後積極的に活用しなければならないと考えています。

このため、先日の庁内連絡会議におきまして、情報発信力の弱さを課題として共有し、積極的に情報発信へ取り組む見直しの強化を指示したところでございます。今後も改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

第2項目めの、町の財政状況を踏まえた事業の見直しについてですが、まず予算編成の基本的な考え方ですが、依存財源が収入の大半を占める中、基金も減少しており、歳出予算のさらなる削減が必要です。しかしながら、経常経費など削減できない予算が多くある中で、町民の生活を守るため、社会インフラの維持に不可欠な予算は優先して確保するように努めています。同時に、町に誇りを持ち、未来に希望を持てるような魅力ある町をつくるための予算も非常に重要であります。財源の厳しい中ではありますが、公平性、公益性、必要性の観点から、それらを総合的に勘案し、最小の予算で最大の効果を発揮できるよう予算を編成しております。

これを踏まえて、第1点目の、令和6年度の決算における町の経常収支比率の上昇要因は、令和5年度の決算と比較すると、人事院勧告による人件費の増加の影響のほか、道路除雪費の増加によるものと分析しております。

また、経常収支比率は、過去5年間上昇傾向にあります。その要因は、物価高騰により燃料費、光熱費、消耗品などの需用費、通信運搬費、保険料などの役務費、委託料などが軒並み上昇しています。これらの歳出の多くは経常的に発生する性質のため、経常収支比率が増大しているものと分析しています。

第2点目の、町会計における借入金の状況についてですが、まず一般会計においては、地方債現在高が41億8,880万6,000円となっております。特別会計では、簡易水道事業と下水道事業の2会計でございます。簡易水道事業では、令和6年度末では、未償還残高が8億5,084万5,535円、令和6年度の元利償還額は6,754万4,539円です。下水道事業では、未償還残高が1億3,161万2,330円です。元利償還額は1,626万3,971円です。

3点目は、今後10年ほどに見込まれる建設事業、インフラ整備についてですが、まずは振興計画、実施計画に記載している事業においては公表されている内容であります。それ以外の事業についてはあくまでも現時点での想定であり、概算予算であることをご理解頂き、金額のみが独り歩きしないようよろしくお願いいたします。

ご指摘の仕分である最低限しなくてはならないもの、財政分析が許すなら進めたい事業となりますと、なかなか仕分が難しいため、今後想定している事業としてご説明させていただきます。

まず、道路、水道等のインフラ整備において、令和8年度以降、3年以内には桧原地区内町道舗装、大登地区内町道改良、大石田線スノーシェッド補修、_____橋落下防止システム設置の各工事を想定しており、加えて登録年度が古い除雪ドーザーから適時更新を予定しております。

水道施設においては、町内における施設老朽化対応を考慮すると、現時点での着手は未定ですが、早戸地区水道改良が想定されます。

続いて、公共施設整備においては、各地区集会所のエアコン整備が終了し、現在では屋根塗装を含めております。現在3地区が終了し、今後は改修年度が古い地区から進めてい

きます。また、公共施設管理計画により施設の改廃を進めなくてはならず、施設解体が大きな課題となっております。

令和6年度に行った旧畜舎解体工事においては、4,000万円を超す事業費となり、今後大きな予算が必要となってきております。教育関係においては、建設計画において、三島小学校屋根塗装及び外壁改修、プール改修、三島中学校体育館屋根塗装の工事を計上しております。10年スパンで考えますと、施設はさらに老朽化していきますので、新たな改修、修繕工事が発生することも予想されます。

情報発信においては、情報通信サービス環境の整備においても、現状と同じシステムを導入するには、整備経費も相当な予算が必要となります。町民生活支援では、町営バス車両更新も順次実施するほか、じんかい収集車両も3年以内に予定されております。観光あるいは再生エネルギー分野においても、各観光施設において機能拡張のための施設整備を想定しておりますが、やはり10年スパンで見ますと、老朽化による修繕が各施設で発生し、その内容も大規模なものが多くなることが想定されます。

そして、詳細は未定であります。県立宮下病院移転に伴い、町民の皆さんにもご検討頂きました運動場あるいは公園機能を持つ総合施設整備についても、今後の大きな事業として考えなくてはなりません。

以上、今後想定している事業であります。

4点目の、この状況を踏まえ財政をどのように立て直していくのかについてでございますが、まずこれまで建設計画において3億円を上限とし事業調整を行い、地方債発行額を1億4,000万円に抑えることを基本に、予算額25億円を目標に予算編成を指示し、各課において事業見直しを図り、予算要求するようにしてきました。

今後の状況を予想するに、来年度行われる国勢調査により人口減は確実であり、これにより依存財源である地方交付税も、これまでのとおりの金額を確保することは難しいことが想定されます。また、地方債についても、借入れを減少させることが必要となりますので、想定される歳入をしっかりと定め、歳出においては財政からの予算提示を行うなど、これまでとは違う体制で臨まなければなりません。

議員からのご質問のとおり、今後想定される事業を整理し、単年度へ大規模事業がハード、ソフトでも重ならないように計画的に実施し、基金は財政規模に見合った額で推移させ、町民の皆さんの生活を守るために予算を使用することを念頭に、財政運営を図ってまいります。

第5点目の、決算状況を踏まえた振興計画の見直しについてですが、現在第5次三島町振興計画の後期基本計画を策定しているところです。前期基本計画を見直し、事業の必要性や新たな取組など、今後の5年間を見据えた計画づくりを策定しているところであり、現状の財政状況や、あるいは今後の5年間の状況を見据えながら、策定に向けて取り組んでおります。

以上です。

○議長 再質問を許します。吉垣絵梨子議員。

○7番 まず、情報発信の在り方について再質問します。

私は、昨年から、既に町民の皆さんが不便さを感じており、テレビ電話が壊れたことによって不便さを感じており、このことは優先的に町が取り組むべき事業だと考えておりましたが、予算措置は見送られ、まだ検討段階という話でした。

このテレビ電話に代わる情報取得サービスの構築というのを、町はどれほど重要な事業と考えておりますか。町長のお考えを聞かせてください。

○議長 町長。

○町長 役場の動きを知らせるといことは、非常に大事な構想でございまして、こういうものをやはり確実にやっていかなければならない。そのためには、高齢化という大きな問題もありますけれども、それにも対応する、あるいはお金がかからないような、例えば昭和のシステムもいいのかどうかはちょっと分からないんですけども、隣接町村のシステムを研究しながら、なるべく早く、命に関わることが多いですから、そういうことを含めて実施していきたいというふうに考えております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 町長のお言葉を聞いて安心しましたが、本当に重要と考えているのであれば、早急に、重要感をもって現状の課題解決に向けて取り組んでほしいと考える。

予算が厳しいことは、この後の質問でするように、私も十分承知しておりますが、ここは優先事項が何なのかというのを選択して、改善に向けた着手を進めてほしいと思います。

現在のテレビ電話システムに代わるサーバーの整備であるとか端末導入も考えているという話ですが、そういった設備を導入した場合の費用及び年間のランニングコストというのはどのように把握しておりますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 今回のシステムに代わる新たな部分ですが、実施計画、皆様御覧になっているとおり、ハード面では1億5,000万円ということで、大きな概算で見積りを立てておりますが、昨今の物品、いろいろな上昇を見ますと、多分この金額では収まらないだろうというふうに想定します。

これにプラスランニングコストということになりますと、どのぐらい、今のシステムですと、修繕とかそういう部分で、決算でも書いてありますが、ただ具体的に何百万円という数字はちょっと明言を避けたいと思いますけれども、こちら多分サーバーとか管理とか施設整備とかそういう部分になってくると、年間何十万円という話ではないと思います。何百万円という形で、多分ランニングコストがかかってくるのかというふうに想定しています。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 現在テレビ電話の、その後の使えなくなったテレビ電話の撤去であるとか回収処分というのにも、物すごく課題があるというお話を聞いております。現状、そのような課題を既に感じているのであれば、今回再び端末を各家庭に配備するであるとかそういった場合、また15年後あたりの更新の時期を迎えた際、その処分に町は課題を感じるのか、私は、町が端末を配備することに関しては慎重に考えていったほうがいいのかと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず基本今の、同じような形で町民サービスというか、ことも考えておりましたが、昨年の座談会でもお話ししたとおり、やはり今のこの生活の中ではスマートフォン、皆さんがそれぞれ持っている端末のほうに情報発信したほうが、やはり今の時代に合っているというか、情報も早くいくということなので、そちらをメインにしなが、それを持っていない方をどうするかとか、そういうことも考えながら、今検討しております。なので、できるだけ議員ご指摘のとおり、やはり永久的に使える機器ではございませんので、その先のことも見据えて、システムはどのように導入していくか検討します。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 本当に今時代が、当時はまだスマートフォンもそこまで普及していなくて、テレビ電話というのはとても画期的なサービスで、町民の方には本当にこれを利用していた方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、今やはりこれだけスマートフォンが普及しているということを考えると、私は本当にスマートフォンに直接情報を入れていくようなサービス構築をしていっていいのかというふうに考えています。

スマートフォンを持っていない方は、そうすると情報にアクセスできなくて、不平等になるのではないかというご意見も、私も分かると思うんですけども、ただそこというのは、情報の発信の仕方を工夫していくことによって、スマートフォンがなくても必要な情報を手に入れるっていうことはできると思うんですね。

必要な情報が届くっていうことにおいて平等であるべきであって、皆さんが同じものを持つ必要、持つことが平等ではないのかっていう考え方もあると思うので、必要な情報が本当に届くっていうことを大事にしていきたいというふうに思っております。まだ持っていない方がいらっしゃるという段階においては、町が受益者負担ということで端末を準備するということもひとつあるのかというふうに思います。

今、多くの自治体で、LINEを使ったサービスであるとか、あと教育関係なんかでも、アプリで直接端末に情報を配信するサービスがあると思うんですけども、三島町ではLINEでのサービスとか、そういったアプリというのは、どこまで具体的にお考えですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 まだ具体的というところですが、その一つの方向性としてはやはりLINE、SNSという部分でのLINEであったり、そのほか若い世代の方が使っているその他のSNSもありますし、ただどこの自治体見てもほとんどやはり公式LINEというのは持っていないし、職員でもやはり他自治体のを参考にしながら、そういうふうにやっている運用も見ておりますので、やはり今の時代に合った情報発信の仕方となると、そちらがやはり主眼になるのかと思います。

ただ、後は、先ほど議員ご指摘の持っていない方、ただ、今結構持たれて、教室なんかやると参加されて、使っていくという高齢者の方もいらっしゃるの、そういうことも合わせながら、でもどうしても駄目な方には紙とか、アナログの対応というか、そういう形もあるので、そこら辺を総合的に判断していきたいと思っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 本当に今不十分なところが、不便さがあるということの現状を踏まえて、ここは試運転でもいいので、新しい取組を進めていってほしいというふうに私は考えております。町のホームページについて質問させていただきます。

町のホームページの運用意義については、情報公開と発信の2つの側面を有しているというふうにお答え頂きましたが、現状を、例えば公開という意味においては、会議録であるとかそういったところが公開されていないように議員活動をしていると感じるんですけども、そういった基準というのとは何か、公開する、例えば会議録であるとか、例えば農業委員会なんかはかつて掲載されていたけれども最近ちょっと更新が滞っていたりですとか、あとは国保税審議会であるとか、教育委員会のほうでも教育委員会があったりだとか、各種会議というのがあるかと思えます。そういった会議録を掲載するというのについて、町はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 議員ご指摘の、議会もそうですね。議会も会議録の公開、農業委員会も公開するというふうになって、決められた部分にはなっております。

大変申し訳ないんですが、勉強不足もありますけれども、情報公開として、町民の人が出ている会議のやつを全てかという、そこら辺の決めがないような状態だと思いますので、そちらのほうはちょっとほかのも参考にしながら、どこまでが、全て上げなきゃいけないかということではないと思いますので、そちらを確認しながら、私たちの町のほうでもちょっと情報公開を進めていければと思っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 情報公開については、本当に必要なものが掲載されるように対応を進めていただきたいと思えます。

町のほうでも、今情報発信の頻度や更新の頻度について大きなばらつきが生じているということをご自覚されているようですが、町として、掲載するに当たっての統一的基準であるとか、掲載の判断基準というの、誰がどのように判断しているのか。そういった状況を教えていただけますでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 町のホームページにつきましては、地域政策課のほうで、議員ご指摘のとおり、2年前にホームページの更新をしております。この際に、一応町のホームページの作成につきましては各課で対応していただけるように取り組みまして、例えば各課でお知らせをホームページ掲載にするときは、各課でホームページを作成し、各課の課長がそのホームページを確認して、承認して、承認決裁が出ればホームページに載せるというような仕組みになっておりまして、各課で今対応しております。

基本的に、情報公開については、基本的に共通的なものにつきましては、入札制度ですとか、補助金に関する制度の周知、また公共サービス等のお知らせ等の生活に必要な情報提供を配信しているものでございまして、情報発信については、イベント情報、または観光PR情報、その他町に関する状況報告を、生活に必要な範囲で、組織が自らの意思で情報を外部に伝える範囲のものという形で、一応各課のほうには周知しておりますが、

議員ご指摘のとおり、各課についてのバランス的になっていないというのは、やはり職員間の操作の能力でしたりとか、そういったことの観点からなかなかバランスがとれていないというのが現実でございますので、それについては今検討余地があるというふうにご理解していただきたいと思えます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしますと、今外部に向けたPRというお話もありましたが、情報発信の強化であるとか、そのために町の公式SNS等の活用というのも、これまでも先輩の議員がおっしゃっていたりですとか、毎年行われている次世代の議会でも、児童生徒が言及しているかと思えます。そのたびに、町としては検討しているというご回答をされていると思いますが、その後、検討した結果、町としてのそういった公式のSNSですとか外部へのPRというのは、現在どのようにお考えですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 議員ご指摘のとおり、なかなかうちの町組織の内部において、情報発信についての組織力強化というものについては、議員ご指摘のとおり、ちょっとまだ具体的な組織は明確にしておりませんが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、先月の庁内連絡会議において、町長より、町の情報発信力の強化という形の指示が出まして、今プロジェクトチームを立ち上げるような形で準備段階に入りましたので、プロジェクトチームを立ち上げた後、今回の吉垣議員のご指摘の意向も添えまして検討していきたいというふうに考えております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 ぜひそういったところ、積極的に対応していただきたいと思えます。

なかなか役場の現状を見ますと、情報発信について、専門の職員が今いるわけでもなく、なかなか対応していくのは難しいのかと考えます。

町内に向けた必要な情報、広報誌であるとか、ホームページでお知らせするというのもそうですし、外に向けたPRっていうことも、なかなか職員で対応できないのであれば、この点に関しては、私は、昔協力隊がいたように、協力隊を入れたりだとか、あとは町内にいる、そういったことに明るい方を入れるであるとか、そこら辺は外部の人材も使っていったいいのかというふうに考えますが、そこら辺の検討はいかがですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 確かに、議員ご指摘のとおりのご意見もあるかと思えますが、財政状況とかそういったことも配慮しながら、我々職員の中でどういう組織体制が構築できるのかというのをまず前提的に考えまして、その中で、そういった方向性が必要なのであれば、そういうふうと考えていきたいというふうに思っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 よろしく願いいたします。

では、続いて、2つ目の質問に移りたいと思えます。

経常収支比率の上昇理由が人件費の増加であるとか、あと道路除雪費の増加というふうにお答え頂きましたが、あとは物価高騰とお答え頂きましたが、それは一理あると思いま

すし、ただこの自治体もその状況というのは同じで、本町だけの問題でもないと考えます。

令和6年度の金山町の経常収支比率を聞いたところ80.8%で、昨年より0.1%減っており、3か年で見れば金山町はほぼ横ばいでした。今年度、特に10%上がった理由、そしてそもそも町の経常比率が近隣と比して慢性的に高い理由を、町としてどの程度把握できているでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 町の経常収支比率についてということで、金山町の指標をご確認頂いたということで、なかなか近隣町村でもその数字が違ってきていると思います。80%というのが、私たちも同じような計算の出し方でやっているのかというのはちょっと私たちも分からない部分ありますので、それは町村町村のやり方というか、決算で出す数字ですので、そのやり方はあると思いますが、私たちが通常かかっている経費という部分での見方でやりますと、答弁にもあったとおり、やはり人件費は、決算の主要成果の説明でも御覧になったとおりでと思うんですけども、人件費も上がっておりますし、物件費に関しても上がっております。

ただ、この中でも、私たちもやはり臨時的経費ですよというののはちょっと整理しながら出しますが、なかなかやはりもっと細かく見ていかなければいけないとなると、そこからもっと一個一個の事業、一個一個の負担行為とかそういうことも確認しながらやっけないとちょっとなかなか大変な部分がありますので、大きな部分では、やはり大きな人件費の上がり、物件費の上がり、その中には委託料も上がりということになっておりますので、そちらをどういうふうに抑えていくのかという形を今後検討しなきゃいけないかというふうには思っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 自治体ごとにどのように計算するのかというのも、恐らく違いもあるかと思いますが、ただ私たち与えられた数字を見ると、この状況がいいというふうには思えなくて、数字を減らす努力をしていただきたいというふうには思うんですけども、そもそもこの経常経費を減らすために具体的に何か取り組んでいることというのはありますでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 なかなか人件費等に関しては、減らすって言っても厳しいところはあります。人勧もありますし、職員の皆さんの生活もありますので、なかなか人件費ないし給与を減らしていくというのは難しいことかと思えます。

ただ、あとは委託であるとか物件費であるとかを、予算の編成の際に、前年から落としてねっていう話をしておりますが、なかなかやはり大きな落としまでにはいかないところはあります。

大きな数字で、具体的にどう取り組んでいるっていうのはなかなかちょっとお示しできないんですけども、小さい、予算の中で削れるところは削ってくださいということで取り組んでおりますが、なかなか議員ご指摘の数字と予算に反映していませんよねって言われればそこまで、その年度年度においてやはりやらなきゃいけないことが出てくる

ので、どうしても予算の数字だけではない、中身をどういうふうにしていくかになるかとは思いますが。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 喜多方市では、財政調整基金が枯渇する恐れがある厳しい財政状況にあることから、今回喜多方市財政健全化プランを策定し、基金積立て10億円以上を目標に、具体的に財政健全化に取り組むようになったことは皆さんも御存じかと思えます。

財政規模が本町の約10倍の喜多方市と単純比較することはできないかと思えますが、喜多方市でいえば、今年度の財政調整基金の見込みが8,800万円ということで、恐らくここが本当に厳しいということでこういった動きがあるんだと思えますが、数字で見ていくと、喜多方市の令和5年度決算の経常収支比率は99.1%、ここはほとんど本町と同じような状況かと思えますが、実質公債比率が6.6%、本町の15.6%の半分以下である。また、財政力指数というのが本町0.1%に対し0.37%と高い状況を考えると、単純にこれも比較することはできないと思うんですけども、本町のほうが今本当に厳しい状況なのではないかと考えられます。

6月の河越議員の一般質問に対する答弁で、本町は、健全化判断比率における指標では早期健全化基準を超えておらず、財政健全化団体となっていないため、指標における判断は健全な財政であるとおっしゃっていますが、この基準というのは、夕張市のように財政再建団体になるかどうかの基準であって、そうでないから健全というのは、認識が甘いのではないかと私は考えます。

今回、喜多方市というのは、持続可能な財政運営のために、自ら積極的に、具体的に財政の立て直しを図ろうとして、このような計画を立てています。本町でも具体的に目標を定めて、集中的に取り組んでいく必要があると考えますが、町長、いかがお考えですか。

○議長 町長。

○町長 財政健全化計画というのは、坂下が、恐らくお分かりになっていると思えますけれども、1,000万円ぐらいですか、残金、大きいところでなかったということで、庁舎もできないし、自分たちが自助っていうか補助金も出せないし、大変な時代が来た。うちのほうも、合併のときに、これ合併できなければなかなか給料払うのも難しいというふうな時代があったというようなことで、我々の給料も、あるいは議員の給料も全て減額しながら、あとは補助金、あるいは様々なことを減額しながらその時代を乗り切ってきたと。

なぜ合併するといいいのかっていうと、合併特例債という交付金が出ますよね。7割、例えば1,000万円借りると、3,000万円だけ返して7,000万円は頂くというような、交付税と同じです。そういう仕組みがあって、やはりそういうものを本来使って、例えばいろいろなハード事業をやった町村もあるし、あるいは庁舎を建てた町村もあるし、ある面では、これがこうだという、私は、やはり大変なことだったんですけども、この大変さというのは、先ほど言ったことと、あとうちのほうは大体3億円ぐらいが公共事業に回せるような仕組みになっていて、そしてなおかつこの前の事業で食鳥処理と、スタートのときは、当初は一億七千五、六千万円でできると言っていたのが、ずっとアップして、3億円ぐらいかかっているのです。様々なお金がかかり過ぎて、そこで相当のダメージっていうか、

町民のためにやらざるを得ないところはきちんとやるということがそのときの私の決断でしたので。

だから、例えば公共事業で働く人が相当多いんですね、三島町は。だから、公共事業に仕事をつくるっていうか、悪いところをつくっていくというのが我々の一つの仕事だし、そこで働いている人の収入は相当入ってくるというようなことで、そういうことも大事にしながら、やはりバランスをとりながらやっていくということも大事なのかというふうなことでは考えています。

例えば、子供たちも大事だし、そしてなおかつ教育も大事だし、そして建設業も、うちのほうでなんかは、今はちょっと少なくなったけれども、7割か8割ぐらいは建設事業に雇用されたという時代もあったし、そういうことを含めて判断していくと。

ただ、今回はいろいろ、だから喜多方みたいにつくってやるっていうけれども、私も遠藤さんと親しいから、行ったり来たりしてお話を聞いていきたいというふうには考えてはおります。だから、つくるのはやぶさかではないというになります。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 もう一度確認します。

そうすると、そういった財政健全化計画も町長の中には、視野にあるということによろしいですか。

○議長 町長。

○町長 よろしいです。

ただ、そのために様々な資料を集めていますので、どういうふうにつくるのかっていうようなことも考えながら、今後課長会議とかの中でやらざるを得ないと思います。

だから、数字があまり動き過ぎると町民に、ある面では、不安に思っている人もいるんだか分からないけれども、やはりその辺も議員ですから、だからこういうことあるんだよなというようなことも含めてやはり考えていただきたいというふうに考えております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 今数字が、さっきの答弁にも数字が独り歩きしないようにっていうお話があったと思うんですけども、それって町がきちんと見積りをとって必要な説明をしてくだされば、その後工事費が高騰するであるとかそういったことというのは、きちんと説明頂ければ問題ないことだと思いますし、また今の財政状況についても、私たち議員が与えられている情報をもって私たちは町民の方にお伝えします。もし、それが町民に不安を与えるというのであれば、町がそこはしっかり大丈夫であるよとお伝えするべきだと私は考えます。

今回、今財政健全化計画の話をしたというのも、やはりそうやって町が町の状況を町民にお伝えすれば、町民は状況を理解して、そのために協力できることはするでしょうし、そういうためにこういう計画もあってしかるべきなのかというふうに私は考えて、提案させていただきました。

数字が独り歩きするというのは、町民の皆さんや私たちではなくて、行政が説明責任を果たしていただきたいと思います。

続いて質問ですが、先ほどのお話、答弁で、当初予算の総額を25億円にするというよう

なお話ありましたが、これは当初予算ベースですか。それとも決算ベースで25億円という考えでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 当初予算ベースでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうすると、当初予算の編成について確認させていただきたいと思います。

初めて私も当初予算審議に参加して、今年度、本来当初予算で計上されるべきものが計上されておらず、除雪費含めて6月、9月の補正予算に計上されていたと思います。

この予算編成の在り方というのは、本来の予算、当初予算の在り方とは違うと思います。補正予算というのは、やはり緊急事であるとか、当初予算編成時にはそのことが予測できなかったことに対して計上すべきであって、当初予算に計上できたものを補正予算で計上するという考え方は、私は違うと思うんですが、町の見解はいかがですか、町長。

○議長 町長。

○町長 当初予算は、こういうまず予算をいじるというか、そういう立場の人が、まず総務課で予算編成指針というのをつくります。そして、私のところに持ってきます。そして、あと本当は課長会議でしゃべって、この方針でいいのかということいろいろ議論することでしたけれども、その辺が非常に少なかったというようなことで、それは反省します。反省しますし、やはり町の編成方針はどうだと。どこの、例えば町長名で各課に出すんです。出すだけけれども、内部で議論していないということで進んで、その辺もちょっと悪かったということで、非常に反省はしているところでございます。

○議長 吉垣議員。

○7番 すみません、もう一度、当初予算の在り方として、必要な経費を全て計上するという考えでよろしいでしょうか。総務課長、お願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 基本的に補正予算の原則ということで、ただ全て課から必要なんです。これを予算に上げてくださいというのを全て上げるということではないので、やはり歳入の中もありますし、予算査定をして落とすものは落とすということをやっておりますので、ただ今回除雪費を、通常通っていた5,000万円近い予算を700万円、800万円だけ残して補正で上げさせてもらうというような、今までにはないことをやらせていただいたということで、皆さんにはご心配をかけているところでございます。

基本的には、各年度やらなきゃいけない事業に対して事業費を上げて、歳入に見合ったのを上げていくんですが、なかなかやはり交付税とかそういうふうになると、総務課のほうで判断しますので、最後には査定をして、予算を目標である25億円に近づけていくということにはなっておりますが、基本的には吉垣議員の言うとおり、できるだけというか、1年間かかる分に関しては当初予算で上げるというのが原則でございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 必ずそのように、来年度は予算編成していただきたいと思います。

今町長答弁の中で、課長たちと話合う時間が足りなかったみたいなお話あったかと思

ます。当初予算の編成の仕方を聞いたところ、総務課長査定後に、町長査定のときに、各課の課長たちもその席に参加して、町の全体の予算を確認するという話を聞きました。

そうではなくて、その前の段階の、総務課長査定の段階で課長たちも審議というか査定に参加し、町の全体的な視点に立って必要な事業を話合っていく必要があるのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか、その点。

○議長 総務課長。

○総務課長 基本的に、予算編成のときは今まで各課が協議して予算を入れて、総務課長がまず査定して、そこに副町長も入ったりして、査定の中身をやっていきます。担当者ともいろいろ話ししながら、各課との協議をして、最後それをもって町長のほうに確認していただいて、それを各課長たちも聞きながら、各課で行っていく事業というのを確認します。査定で削らせていただいた項目は全て町長査定に上げさせていただいて、こういうことは、この落としたことはこういう理由でということによって上げます。

それは課長たちも共有ということになりますが、課長査定の中で、課長たちが入ってやるってなると、なかなかちょっと現実的にはないかもしれません。ただ、その前に、具体的な細かい数字にはなりません、振興計画の中で、その実施事業のことは、金額の大きな部分で、皆さんで協議しますので、そこで一旦次年度事業の大きな重点事業に関わる部分は協議しますので、そちらのほうと連動させて重点事業をつくって、それから予算査定に入っていきますので、まず第1段階としては、振興計画の実施計画をつくる際に、一旦課長たちで揉んでいる部分をご説明させていただきましても、その細かな予算査定になったときには、そこをベースに予算上げてくるので、財政の担当課長がまず査定をするという形にはなっていますので、今のところはその方向性になるかと思えます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 査定の前に、そういった振興計画に基づいて課長たちが各種事業について話合う場があるのであれば、その場でしっかりと町の事業としてこれを進めていくべきかという点に関してしっかりと話し合いをして、予算に反映させていっていただきたいというふうに思っています。

当初予算を25億円にするというお話でしたが、成果説明書にも、次年度以降、基金取崩しを少なく抑えた予算規模としていくことが求められるというふうに書いてありましたし、また今後交付税の減額も想定される中、そして地方債も1億4,000万円に抑えたとして、ここ数年は財政調整基金を二億、三億と取崩しながら当初予算つくってきたかと思えます。そういった基金の取崩しもできないというふうになった場合、この25億円の歳入というのは見込めるのでしょうか。そもそもこの25億円という、その基準というのはどこから、どこに根拠があるのか教えていただけますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず、財政調整基金を取崩して、ここ近年は来ています二億、三億円ということで、財調が5億円とか、そういう金額があった部分がありまして、年度当初で三億、二億円という形を入れておりましたので、25億円ってそもそも今後つくれるのかと、私も担当して1年目なんですけれども、この先今大きな事業があったときには、今の財調の金

額を考えると、なかなかやはり25億円という予算が本当に組めるのかというのはちょっと難しいのかというのは、感覚として持っているところあります。

25億円に関しましては、財政規模とか標準財政規模とかそういうことを合わせて、このうちの町は25億円というのが、一般会計の予算規模としてはそのくらいがっていうところが出てくるので、そちらのほうに合わせてはいますが、ただ本当に、歳入を考えるにはちょっとそこまで用意できるかというのは、ちょっとこの先は厳しくなってくるのかというふうに想定しています。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 歳入に合わせていかななくてはならない部分もあるのかというふうに、私もこの今の状況を、自分が持ち合わせる資料で考えると、感じているところです。

例えば、国の補助金であるとか、県の補助金であるとか、そういったところから財源を持ってくることができるかと思うんですけども、それがなかなか町民の福祉につながらないであるとか、そういった場合って、そういったこともやはりあるのかというふうに推察します。私自身の感覚としてですが。

とはいえ、補助があっても町の負担がないわけではないので、例えばそれがたとえ10万円でも100万円でも、やはりそういう、そのお金の積み重ねというのがやはりすごく大事になってくるのかというふうに思ったときに、補助金があるからこの事業をやるのではなくて、たとえそれが町の全額負担になったとしても、町民の福祉、もちろんそれは投資的な意味で必要なこともあると思うんですけども、町民に必要なことのために町が単独でお金を出すってということでも、私は必要なのではないかと考えて、補助金があるからこの事業をやるとかそういった視点ではなく、本当に町、町民のためにつながる事業をしたいということに思っています。

○議長 吉垣議員に申し上げます。残り4分となっておりますので、質問をまとめるようにしてください。

○7番 今振興計画策定されているというところですが、具体的にこの今の厳しい決算状況を踏まえて、事業の改廃であるとか、そういった具体的なところというのを何か話し合われていますでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今ご指摘のとおり振興計画、第5次振興計画の後期振興計画に向けて、今策定中でございます。

確かに財政状況的なものについては、各課職員全員が意識はしている中での、振興計画の策定をしているのかというふうに理解しております。

ただ、費用と効果をやはり勘案しまして、具体的な取組内容や目標指標の見直しは行っていないといけないというのが後期基本計画の一番の目的でございますので、そのようなことを踏まえながら、予算の裏づけのない具体的な事業の掲載などはしないような形をとりながら、しっかりと後期計画に向けた取組にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 本当に、財政状況を踏まえての振興計画というのはやはり健全な財政、持続可能な財政あつての各種町の事業だと思しますので、その点を中心に置いてというか、そのことを本当に踏まえて、振興計画考えていただきたいと思ひます。

こういった厳しい財政状況があつて、なかなか職員のほうでも分析が追いつかないようなところもあるのかというふうにお聞きするんですけども、そういったことに関して、例えば県であるとか、相談できるような、そういった県に相談するであるとか、外部の目を入れてもらうということは考えていらっしゃるひますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 今、ただいま中期財政計画、令和7年度で終わりますので、5年の計画をつくっていきますので、こういう状況も踏まえて、県のほうでもそういう部分で指導していただくような部分もあるというふうにお聞きしておりますので、基本的には自ら町が持っている情報で今中期財政計画はつくっていきますけれども、こういう厳しい状況でもありますので、様々機関のほうには、可能な限りご意見等を伺うように取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 本当に、外部の目を入れていただいて、自分たちでは気づけないところの指導であるとか、そういったところを仰いでいただきたいというふうにお思ひます。

私も財政のことばかり言うのはすごく心苦しいと思ひ部分あるんですけども、本当に家計でも同じだと思ひんです。しっかりした財政基盤があつての家計だったり行政だと思ひるので、本当そのことを前提に、今後の事業編成に当たっていただきたいというふうにお思ひます。

以上です。

○議長 以上で吉垣絵梨子議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。休憩をとりたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 では、11時10分まで休憩といたします。(午前10時59分)

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。(午前11時10分)

一般質問を続けます。

8番、五十嵐健二議員、登壇を許します。

なお、五十嵐健二議員の持ち時間は、ただいまから12時10分までといたします。

○8番 それでは、8番、五十嵐。一般質問を行いたいと思ひます。

まず、皆さん御存じのとおり、最近地球温暖化によって自然災害が非常に甚大化し、被害も大きくなっております。そのために、京都議定書やパリ協定といったような会議でそれぞれの国の数値が決められて、今その数値に向かって、目標に向かってやっておるわけですけれども、我が町においてもゼロカーボンビジョンというものを立ち上げて、その問題に取り組んでおる次第であります。そういった中で、質問をさせていただきます。

ゼロカーボンについて伺う。

現在町が進めているゼロカーボンビジョンでは、次の3つの達成を目指すと言っているが、どの程度進んでいるのか伺う。

- (1) 森林の価値向上について。
- (2) 省エネなライフスタイルについて。
- (3) 再生エネルギーの地産地消について。

そして、2つ目は、やはりゼロカーボンともつながる部分がありますけれども、三島町地域循環共生圏について伺います。

三島町地域循環共生圏については、木質バイオマスエネルギーの取組をきっかけとして、町の森林を健全化し、官民が一丸となって地域資源と地域経済を循環させることを目指すとうたっているわけですが、現在の進捗状況を伺います。

分かりやすい答弁をお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 8番、五十嵐議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘の項目については、三島町におけるゼロカーボンビジョンの意義として掲げており、本町においては、ゼロカーボンに取り組む意義や必要性を明らかにする内容となっております。

第1点目は、森林の価値向上についての進捗状況ですが、森林整備で取り組むのは、二酸化炭素を吸収し、炭素を固定化させる性質がある森林を適切に管理し、良質な樹木の育成環境が整うことに加え、二酸化炭素の呼吸源としての価値も生まれ、森林資源全体の価値が高まること、森林整備により美しい村としての景観や鳥獣対策、土砂災害などの減災対策にもつなげていく取組です。

本町における森林整備については、なかなか大きな進展ではないものの、福島森林再生事業あるいは森林環境交付金による間伐の実施や森林整備による森林整備促進など、少しずつではありますが、森林整備を進めている状況です。また、町独自の間伐補助金も創設し、行政だけではなく、所有者が森林整備に取り組んでいただけるような制度整備も進めております。

第2点目は、省エネなライフスタイルについてですが、取組の一つとして、電気自動車等の普及促進を掲げており、2030年までには15%の普及を目標としております。しかしながら、電気自動車は車体価格が高額であること、町内にEV充電スタンドが1か所しかないこと、自宅での充電に際して電気工事等が必要となるケースがあることなどから、個人での所有率は伸び悩んでいる状況にあると捉えております。

公用車につきましては、振興計画に掲げる、環境に配慮した車両の導入に基づき、公用車更新のタイミングに合わせて、ハイブリッド車2台を導入いたしました。今後も、公用車の更新に当たっては、環境に配慮した車両の導入に努めてまいります。

第3点目は、再生可能エネルギーの地産地消についてですが、町内施設における再生可能エネルギーを活用する取組を進めています。その一環として、生活工芸館にまきボイラーを導入し、施設内の冷暖房機能を補うとともに、地域資源を循環的に活用する持続可能な仕組みづくりを進めています。

その他の町内施設については、まきボイラー導入の可否を検討しましたが、整備スペースや運用負担の条件が合わず、導入は見送っております。

一方では、昨年度の調査において、日帰り温泉施設ひだまりに、温泉熱を活用した給湯設備が有効であるとの結果が得られました。このため、来年度の導入を目指し、現在基本設計に着手しているところです。

また、町民向けの補助事業として、令和5年度に太陽光パネル設備補助金を策定しましたが、過去2年間では申請がありませんでした。主な要因としては、売電価格の大幅な下落や、設置に伴う住宅補助工事が必要となるケースが多いことが掲げられ、町内での設置が進んでいない状況です。

そのほか、町民向け補助事業として、まきストーブ設置補助金を設けておりますが、ゼロカーボンビジョンを策定した令和3年度以降、申請は3件にとどまっています。

小水力発電につきましては、県事業により、町内2か所の赤谷川あるいは入山沢に対して、令和4年度に調査を実施いたしました。しかし、発電力量が低く、20年間の長期スパンの試算から生産性が見込めず、見送りとなりました。

今後も、町民の皆さんとともに森林の価値向上あるいは省エネルギーなライフスタイルの実現、そして再生可能エネルギーの地産地消に取り組んでまいります。

町が行っている事業について何うという質問にお答えします。

第2点目の三島町地域循環共生圏の進捗状況についてお答えいたします。

本町における地域循環共生圏の木質バイオマスエネルギーに関する取組につきましては、前項でご説明いたしました生活工芸館へのまきボイラー導入、木の駅事業、さらにはまきストーブ設置補助事業を進めてまいりました。一方では、エネルギー供給会社を通じた燃料供給体制の整備や森林整備の担い手確保など、仕組みの最適化に向け解決すべき課題が残されているものと認識しております。

今後も、地域資源と地域経済の循環を実現できるよう、役場、事業者、住民が一体となって進めていくための体制構築に努めてまいります。

以上です。

○議長 再質問を許します。五十嵐健二議員。

○8番 それでは、今の答弁を聞いておきますと、私個人的には何ひとつ進んでいないのではないのかというふうな印象でしか受け取れません。

それで、現在三島町の森林面積というのは7,900ヘクタールぐらいあるんですよね。それで、民有林がそのうち6,500ヘクタールで、国有林が1,300ヘクタールぐらい。そういった中で、実際に管理された森林というのは30%ほどなんですよね。その辺は、間違いはないですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 ゼロカーボンビジョンに上がっている30%は将来予想で、民有林の30%を間伐なり森林整備することによって、町のゼロカーボンビジョンの目標とする二酸化炭素の吸収力を高めることができるという目標で、30%に何とか森林整備を持っていきたいというのが、ゼロカーボンビジョンで設定していることでございます。

だから、なかなか今30%、町内で森林整備を行っているという表現ではございません。

○議長 よろしいですか。五十嵐健二議員。

○8番 それでは、実際にはどのぐらいの森林整備が行われているわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 大変申し訳ありません。今すぐ数字はちょっと出せないんですが、年間、今まで、令和元年から始まって、ちょっと年度はあれなんです、福島森林再生とか地区間伐で行っている数字が、町で持っている数字でありますので、これは後ほど、大変申し訳ないですが、集計させていただいて、今これまでやっている整備ということではちょっと数字出させていただきます。

また、ただ民間で行っている間伐もあったり、森林整備もあったりしますので、そこまではちょっと私たちのほうで、大変申し訳ないんですが、今ちょっと持っている数字がないものですから、町で発注している森林整備という形にはお答えできると思いますが、地区間伐ですと1ヘクタールから2ヘクタールぐらい、毎年ちょっと2地区で今行っている状況で、森林再生では3ヘクタール、4ヘクタールというのをやってはいるのですが、正確な数字となると、大変申し訳ないですが、後ほどお答えさせていただければと思います。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 ゼロカーボンビジョンの中身を見ますと、大体が排出量の削減、それがメインで上がっていますよね。ただ、考え方としては、森林整備をしっかりとやっていければ、吸収量の増加っていうふうなこともつながってくるわけですけども、以前森林整備について質問したことがありまして、その中で、町のほうでは経営管理権配分計画というものを実施してってというような答弁があったんですよね。そういう答弁があったということは、実際今そういったことの内容で進めているような場所があるわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 多分、議員、答弁の中で、私もちょっとあれなんです、経営管理権というのを、まずはこの森林環境譲与税で森林整備を進めるという中の経営管理という部分では、個人が、自分が経営管理したいというのであれば民間のほうにお願いする。できないよという場合は、その意向を確認して、町が経営管理を一緒につくりながら、それを、譲与税を使って民間の方に委託するという事業ではあると思うんですが、なかなかその意向を確認するのもちょっと大変で、早戸地区でちょっとモデル地区ということで、早戸のほうで意向確認、アンケートをとって、早戸のほうのちょっと森林整備、ただ間伐というよりも切捨て間伐、早戸がちょっと地形的に大変なところありますので、切捨て間伐で、意向を確認しながら、こういうふうに行っていけば森林整備できるんじゃないかというモデル地区という形で進めた経緯はあるようです。

○議長 よろしいですか。五十嵐健二議員。

○8番 そのモデル地区で進めた経緯というのは、実際モデル地区で終わってしまったわけですか。その先に進んではいけないわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 まだ全町的な取組にはなっておりません。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 森林環境譲与税、前林野庁に行ったときに、やはりいろいろな数値に近づかなきゃならないんで、その予算確保が大変だという話があったのかな。予算を確保するためにどうしたらいいかというようなことで、林野庁では大分悩んでいたみたいなんですけれども、森林環境税、これができたおかげで、そういった予算にも入っていきけるっていうような形になって、森林環境譲与税ですか、各市町村に分配されているわけですよね。実際そういった金というのは、森林環境をよくするための整備をするための予算であるはずであると思うんですけれども、その辺のところが進んでいないというのはどういうことなのか、ちょっとその辺も分からないし、目標である2050年までのカーボンゼロですか。それを達成するのにどのぐらいの、排出量もそうですけれども、現在の吸収量ですか、それを増やすためにやっていかなければならないのか。

このカーボンゼロビジョンを見ますと、何か人口減少によって少なくなっていくっていうような内容にもとられやすいのね。結局、人口が減少すれば、どうしてもCO₂の排出量は減るわけですから。

先ほどここの中にも出てきたように、電気自動車だとかそういったのは、一般の人たちにやっていただくのは無理ですよ、はっきり言って。そうした場合に、一般の町民の人たちに協力していただくようなことを、町としてははっきりと前面に出して何かやっているのかどうか。その辺のところもちょっとお伺いしたいです。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず、森林の整備のほうですが、なかなかこちらはどの町村も大変難しい状況で、進んでいないところが多いと思います。やはり意向確認で、そこから施業となると、五十嵐議員御存じかもしれないですが、森林環境譲与税が町に来るのが1,000万円、やっと多分上限で来るようになったと思うんですけれども、その金額でできる面積がどのくらいになるかっていうとなかなかあれですし、また議員も御存じですが、森林の中の登記であるとか、所有者の不明所有者とか、そういうことも、いろいろなことが絡まっております。なので、モデル地区をつくりながらという部分でやっているのですが、そこからちょっと進んでいないのはあります。意向確認また全て行わなきゃいけないし、1筆だけやるという話ではなくて、できるだけ所有者が持っている大きな部分をやるというのが森林環境譲与税で森林整備をしていく部分だと思いますので、そちらを、なかなかやはり、どの町村でもそうですが、担当1人でやるというのはちょっと難しい状況だということで、大変申し訳ないですが、私は聞いているっていう部分だけなんですけれども、会津地域でもそういう課題があって、各町村で話しているということだそうです。

ゼロカーボンビジョンでは、議員ご指摘のとおり、町民の皆さんが取り組むのもまず大事です。ただ、一番大きな、ゼロカーボンビジョンで設定しているのは、やはり森林の整備をして吸収量を上げていくというのがうちの町では、やはりこれだけの森林があるということは、こちらを整備しないとなかなかゼロカーボンに届かないという部分があります。

成り行きでということで、人口が減っていけば排出量も少なくなっているというのは確かなんですけれども、その中でも省エネだったり、皆さんの生活でできることはしてくだ

さいというのは、何回かはお知らせ版とか広報とかでやってはいるのですけれども、ただ皆さん、それにまきストーブであったり、太陽光の発電であったり、補助金も設置して、ぜひ皆さん出してください、またあと木質バイオマスの電気、それもやりたかったんですけどもなかなかできないで、今もう一つは温泉熱利用ということで、こちらもゼロカーボンビジョンにのっとりながら進めていったことなんですけど、なかなかやはりお金もかかることもあったりして、減らしていくっていうのは難しいところなんですけど、ひとつ吸収で大きくやっていこうというのも考えたんですけど、なかなか森林のほうも進んでいないというのが現状でございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 難しいというのは、これは分かります。所有者が分からないところには、一定期間の公告を十分してやれば町がそこに入れるというのもありますので、所有者のいない場所でもそれはできるっていうふうに考えておりますので、何とかいろいろな方法で入っていくことができるのではないのかと。

排出量、これを削減するというのは大変難しい問題だと思うのね。実際に役場でやっていますよね、地球温暖化対策実行計画事務事業編という形でやっていますけれども、あの目標、実質基準年から2030年まで、その量を半分に減らすというような目標を立ち上げているわけですけども、実際にそれができるのかどうなのか。それ、ここの中の資料にも入っていますけれども、2022年に減った量というのは2万トンくらいなんですよね。それで今度、そこから30年までで、その数年の間でその量を減らせるのかどうなのか。あくまでも、目標を立てるのは大事なことだと思いますけれども、その数値に近づくような、そういう対策はどのように考えているのか。その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 確かに、議員ご指摘のとおり、町としましては、この地球温暖化対策実行計画の中に、まずは地方公共団体の基本的な役割ということで、行政団体が自ら模範となることを行いなさい、目標として行っていきなさいということで、今ほどの地球温暖化対策実行計画というのがつくられております。

確かに、議員ご指摘のとおり、2030年までには半分に落とすということで、その具体的な取組は何かというふうになりますと、先ほど総務課長の答弁の中にもあります、細かいことになります。例えば電気の節減ですとか、そういった小さいことからそういった取組をしていかないと、この排出量の削減というのは、目標には達成していかないというような取組内容になっております。

ただ、しかしながら、我々としても、この排出量を削減する計算方法ですとか、そういったものを具体的にどういうふうに表示のかというのを、今年度より、地域おこし協力隊を中心に今そういう取組をしてきまして、具体的な数字の出し方というのを今研究しているところがございますので、そういったところを配慮しながら、細かいところを一所懸命節減対策しながら、町民の人たちに周知していきたいというふうに思っております。

今周知している大きな取組としては、広報みしまにも毎月載せておりますけれども家庭ごみの減量化、これもCO₂の削減という形の大きな取組でございますので、今国環研と

一緒になってこういった取組を行っておりますので、そういったことも含めながら、どんどん周知活動をしていきたいというふうに思っております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 いろいろな施策を行って、その削減に向かって進んでいくというのは分かります。

ただ、生ごみを今、キエーロですか、ああいったやつで生ごみを少なくする、それがCO₂の削減というふうな形で町民の方が理解していらっしゃるのかなのか。

ごみを少なくするっていうふうに考えて、これは町民の方から聞いた話ですけども、ごみの量を全体的に少なくする必要がある。今のごみ焼却場の容量では、今までのごみの量は多いんで少なくする必要がある。そういった中で、生ごみはそういったものを利用して、ごみには出さないというような形での運動であるというふうに理解しているわけですよ。ただ、それがCO₂の削減にどうつながっていくのかというのは、町民の方々は、詳しい話は分からないわけですよ。

だから、私個人的には、町民の人たちの理解を深めるためにも、そういったゼロカーボンに向けて町民ができるいろいろな対策、そういったやつを積極的に出していく必要があるんじゃないのかというふうに考えます。

それで、今の生ごみ関係については、それは地域政策課でやっているやつなんですか。それとも町民課でやっている事業なのですか、それは。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 地球温暖化に伴うCO₂の削減に向けては我々の課でございましてけれども、これは地域政策課、町民課が一緒になってこの取組を行っているという形で、今プロジェクトというか、担当者同士が集まって、いろいろ毎月行っている事業でございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 いろいろな課と協力し合って一つの目標に向かってやるっていうのは大変いいことだと思います。ただ、それが町民に実際に伝わっているかどうかというのは、やはりその辺にも問題があるのかというふうに考えます。

先ほど答弁にもあったような、電気自動車が必要だと言われて、電気自動車に変えましょうなんていうのはなかなかできない問題でありますので、できるところからやっていくというのも一つの対策の必要性なのかと。

今家庭部門が、一番排出量が多いわけですよ。ですから、その家庭部門で排出量を抑えるためのいろいろな事業というのは出てくるとは思うんですけども、そういったところも、町民の皆さんに理解していただくような対策は取る必要があるんじゃないのかというふうに思います。

あと、再生エネルギーの地産地消なんですけれども、実際に今行っているのは工芸館のボイラーですよ。ただ、あれもいい結果になっているのかなのかって言われればちょっと疑問形ですよ、はっきり言って。

地産地消については太陽光だとかいろいろな方法はあるとは思いますが、町で今後、まきボイラーもそうなんですけれども、どのような形でこれを進めていくのか。これ、循環型のほうとちょっとつながってくる部分もあるんですけども、後からまた質問

という形で重複するかもしれませんが、前コジェネの問題がありましたよね。そのコジェネが大変いい事業であると思ったんですけれども、それは難しいという形で、その場で終わってしまったんですけれども、今後そういったような形での計画はあるのかどうなのか。いわゆるエネルギーの地産地消という意味では、そういったものが、町のほうで考えているものがあるのかどうなのか。その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 確かに、議員ご指摘のとおり、今木質としては生活工芸館のまきボイラーという形で稼働しております。

しかしながら、まきボイラーを含めた木質バイオマスにつきましては、先ほどのこちら側の答弁にもありますとおり、なかなか採算性といったものが合わないということがありまして、今その木質バイオマスについては凍結している状況でございます。

それに代わるものというもので、循環型という形で今取組として行っているのが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、温泉熱を活用したもので、そのCO₂の削減という方法ができるのではないかとということで、今ひだまりのほうの基本設計という形で行っておりますけれども、これにつきましても、施設としてのCO₂削減になりますけれども、町全体での取組としての行動については非常に難しいところでございます。

よって、循環型につきましては、先ほどの答弁の中にもありますとおり、単独町村ではなかなか難しかったり、もう少し近隣町村も含めた中での全体的な取組方をしながら、CO₂削減に取り組むというふうなことが非常に大事ではないかということで、今我々のほうでも調査しているところでございます。

確かに、家庭系のCO₂削減についての周知が足りないというのはご指摘のとおりかというふうに思っておりますので、町民の人たちが少しでもできるような取組方を周知しながら、我々今地域政策課、町民課、教育委員会と連携しながらその活動を行っておりますが、そういったものを周知していきたいという形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 この質問の中の(2)、(3)については、なかなか町民の皆さんの協力だとかいろいろ必要な部分も出てくると思います。

(1) いわゆる森林、森林整備。吸収量を増やすために、今後町の対策。先ほど喜多方の話で出ましたけれども、喜多方でも、J-クレジットですか。それをやるために、いろいろな対策をとってやっています。

それで、J-クレジットというのは、結局排出量と吸収量の差がマイナスになった場合、その量を企業なり他の大きな町とか市とか、そういうところに売れるってというような仕組みですよ。そういったところを目標にしてやっているところもあると思います。

町として、そういったことを考えながらやるような計画はないのか。実際、J-クレジットを企業が買うってような話もありますけれども、あれは企業のイメージを上げるための宣伝効果になるわけですよ、実際。ですから、そういった一つの、運動の中での一つの結果としてそういったJ-クレジットというものもあるわけですから、森林整備は本当に必要なことだと思います。そういった中での一つとしてJ-クレジットなどを行うよ

うな、そういった考えはないのかどうなのか。

私、積極的に進めれば、一番早いのは、吸収量を増やすことが手っ取り早いのではないのかというふうに思うわけですね。間伐ではなくて、これはあくまでも考え方なんですけれども、間伐ではなくて皆伐、皆伐植林というようなものを計画的にやっていけば一番いいのかと思うんですけれども、やはりこれは所有者とか何かの問題もありますからなかなか難しいと思うんですけれども、ただそういったような形に持っていけば一番理想的なのかというふうに考えているわけなんですけれども。

間伐だけでは、この吸収量を上げたりなんかというのは、ちょっと難しいのではないのかというふうに考えるわけなんですけれども、今後の進め方として、そういった考えはあるのかどうなのかちょっとお聞きします。

○議長 総務課長。

○総務課長 なかなか皆伐となると、所有者のこともありますし、ご確認のとおり三島町の中で森林の状況が大変な場所もございますので、そこら辺も意向確認しながらにはなると思います。

ただ、やはり海拔で、議員ご指摘のとおりちゃんと次の植林作業をしないと吸収率が上がりませんので、一応推奨は間伐という形ですが、三島町はもう間伐以前の大きさになっておりますので、もし皆伐となるとちゃんとした植林もしないと、切っただけではCO₂の吸収にならないというふうになっておりますので、そちらもできれば間伐で進めていきたいんですが、そのような状況で考えております。

J-クレジットに関しては、いずれ、ゼロカーボンビジョンを御覧になったと思います。なかなかやはり目標値にいかないとクレジットまでは達成できないのかというふうに考えておりますので、その考えはゼロカーボンビジョンには掲示しておりますが、将来的な30%の森林整備ができた中で、吸収量が上がっていればJ-クレジットのほうも考えていきたいというふうには、計画にうたっているところです。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 ゼロカーボンビジョン、結局2050年にはゼロにするっていうような目標を立てているわけですから、排出量削減もこれは一つの重要な事業だと思いますが、森林整備という形でもそういったことを実行できるように、意向調査だけはしっかりととっていただきたいというふうに考えております。意向調査をして、整備のできる場所は整備をしっかりとしていく。そのための、金額は少ないですけれども、森林環境譲与税ではないのかかと。

我々も、森林環境譲与税については、人口割をなくしてくれっていうふうに前から言っているのです。ただ、今回5%だけの削減ということで、まだまだ人口割が多いというようなことがありますので、これはやはり県としてもそうなんですけれど、国のほうに働きかけていく必要があるのかというふうに考えております。

それでは、第2点目の、循環型共生圏についてお伺いします。

私、循環型共生圏につきましてはコジェネ、先ほど話したコジェネの事業が出てきて、大変すばらしい事業だというふうに思いました。ところが、それがいろいろな問題から断

念せざるを得ないというふうになってから、この共生圏の事業っていうか、それが全然、働きが出ていないのではないのかと、目に見えて動いていないんですよ。

実際に、その協議会の中には3つの委員会がありましたよね。その3つの委員会が今どようになっているのか。昨年は、多分この協議会は一回も開催されていなかったんでないのか。令和4年に開催されて以降、どのような形になっているのか。実際にどのように進んでいるのか。この答弁書のこれだけの内容では私たち理解することができませんので、その辺のところを詳しく説明していただきたいと思います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 共生圏協議会につきましては、今進捗については、議員ご指摘のとおり、昨年度については会議を一回も開きませんでした。

理由としましては、確かに議員ご指摘のとおり、どのような形での方向性を持ったらいかというような、具体的な取組が全然考えられなかったということがありまして、去年開催しなかったというような状況でございます。

なので、今後共生圏のこの事業の取組については、再度もう少し検討する余地があるのかというふうに思っております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 検討するのはいいんですけれども、実際に委員会も開いていない、実際に総会も開いていない、そういった中でどのような検討をしていくのか。私はちょっと理解に苦しむんですけれども。

委員会は委員会として会議なりなんかやりながら事業を考えているっていうんですから話は分かるんですけれども、森林活用委員会、資源供給委員会、再生可能エネルギー活用委員会っていう3つの委員会があるわけなんですけれども、その森林活用委員会ではコジェネの事業を取り組んできたわけなんですけれども、その残りの2つに関しては何をやってたのか全然分からないわけですよ、実際。それが、今ここ2年間会議も何もやっていない。私はてっきり解散したのかというふうに思いました。ただ、形としてはまだ残っているわけですよ。今後町の考え方として、これをどのようにしていくのか。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 確かに、議員ご指摘のとおり、去年開催しなかった大きな理由としましては、やはり木質バイオマスの事業の取組、森林のコジェネも含めた取組をどのような方向性でいったらいいかということで、再三国環研ともいろいろと協議しながら行ってきたんですけれども、やはりなかなか具体的な施策、方策、方法が分からなかったと。動いてこなかったために、全ての委員会を一応休止ではないんですけれども、去年は会議を一回も開かなかったというのは事実でございます。

よって、今後についても、再度もう一度ゼロから考えまして、どういった取組ができるのかということ踏まえて、今後考えていきたいというふうには思っております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 考えるのはいいと思うんですけれども、実際に委員会なり何なりに集まって皆さ

んとお話をする機会があってもよかったのではないのかというふうに思います。特に森林活用委員会は先ほど言ったようなゼロカーボンのほうにもつながってくるわけですから、そういったところとの連携としての話合いというのもあってしかるべきなのかというふうに考えます。

これ、こんなこと言っているのかどうか。私個人的には、もうまとまらなくなっているのではないのかというふうに考えちゃうわけですね。

循環型というのは大変いい考え方だと思うんですけども、ただ実際に動いていないということになれば、町として本当にこれを進めるような、そういった考えがあるのかどうか。今後そういった集まりを設けて考えていきますっていう答弁はわかりますけれども、実際1年間何もやってこなかったわけですね、去年は。そういった中で考えると、今そういう答弁を聞いても、本当に今後どのような形で進めていくのかというふうになった場合に、強制権のその事業に対しての思いが伝わってこない。

これを始めた当初はすごい、コジェネの話になりますけれども、本当に私はすばらしい事業だというふうに考えておりました。このエネルギー供給という形で、町で電気を起こして、それを一般家庭のほうに流す。本当にこれは地産地消ですね。循環型につながってくるわけですから、それができなかったからこれは終わりなのかというような話なんです。結局その話がなくなってから、これが進まなくなった一つの理由でもあるのではないのかというふうに思うわけですが、それに今度、その計画が駄目になったのであるならば、別な計画っていうような形での話も出てきて当然なのかなと思うんですけども、それも出てこなかった。結局は、1年間何もやらずにこのまま進んでいく。そうした場合に、その答弁がこれなんです。これでは、せっかくつくった循環型の共生圏の事業に関しては納得がいかないのね。

ですから、納得のいくような説明を求めたいんですけども、町長にはっきりお伺いしますけれども、この事業はこれから実際に進めていく覚悟でいるのかどうか。

○議長 町長。

○町長 読んでの字とおりですけども、地域循環型共生圏というようなことで、非常に環境省が主導で、三原のほうから来ていただいて、様々な子供たち、あるいは我々に対して、循環というのはどういうことかと、あるいは共生するというのはどういうことかと、あるいは経済の循環というようなことはどういうことかということで、非常にやってきたわけなんですけれども、恐らく子供たちが1回か2回ぐらいは三春に行っているんじゃないかとは思いますが、夏休みか何かで。

そういうことで、いろいろ勉強してきたという中ではありますし、だから大事なことはやはりやるということが必要ですから、この地域循環共生圏というのはどういうことかというようなことを理解していただいて、そしてこういう山村の中では循環型の社会っていうか、あるいは循環型の経済をどういうふうにみんなできついでいけるかということが重要になりますので、なおもう一度課のほうと相談しながら、なるべく早く、辞めるじゃなくて、辞めるのは簡単ですけども、これは最先端を行った、県と一緒にやったことですから、相談しながら、後でご連絡したいと思います。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 町長は、これを進めていきたいという考え方は分かりました。そうであるならば、今後の進め方として、どういうふうな形で持っていくのか。町のほうでしっかりとしたその考え方、その進め方をもう一度確認したいと思います。

ただこういうふうな進め方で考えているのではなくて、今後、年内に委員会なりを開いて今後の進め方を考えていくとか、そういったことを実際に行っていくのかどうなのか。これ、またこのまま終わってしまって、来年になってそういったようなことを聞かれて、また考えますではどうしようもないので、その辺のところはしっかりと考えていただきたい。

それで、私のほうから言いたいのは、この循環型もそうですし、ゼロカーボンもそうなんですけれども、森林環境の整備というのがやはり一つのポイントになるのではないのかというふうに考えます。ですから、森林活用っていうふうな形で言わせてもらえるならば、もっと森林、中に入っていけるような状況を、町のほうで所有者なり、先ほど言った意向調査もそうですけれども、そういった環境を積極的につくっていただきたいというふうに思うわけです。

所有者と話合いがなかなか難しいって言われればそれまでなんですけれども、そうではなくて、今後どうしていったらいいのか。実際所有者の人たちも、中には高齢化でもう森林の整備なんかできないっていう人も出てくると思うんです。実際に出てきているのが現実なんですけれども。そういった中で、これだけの森林があるわけですから、そういったものを活用しない手はないっていうふうに考えるわけです。

先ほど言ったJ-クレジットもそうなんですけれども、こういった民有林が多いですよね。金山は国有林が多いわけなんですけれども、そういった中で、いろいろな対策が取れるのではないかというふうに考えるわけですから、町のほうでも、所有者等の意向調査はしっかりとっていただいて、今後どのように進めていったらいいのか、その辺のところはしっかりと、町のほうと所有者なり、そういった方々との話合いを続けていていただきたいと。

それで、循環型に関しましては、これも大変重要な事業だと思います。ですから、何の事業もなかったとしても、その委員会なり何かは開催して、どうしていったらいいのか、その中で考えている人はいないとも言えないわけですから、しっかりとした体制をとっていただいて、多分委員の方なんかはもう1年間何もやっていない、これ第1回目が令和4年なのかな。令和5年も何かやったのかというふうなあれもあるんですけれども、実際に、本当に町で必要だというのであれば、そういった対策はしっかりと取っていただきたい。そのように思いますので、この件に関しては、この2つの事業に関しては、しっかりとやり続けていただきたいと思いますので、その目標に向かって、ゼロカーボンもそうですけれども、しっかりとした目標を立ち上げてやっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 以上をもちまして、五十嵐健二議員の一般質問を終わりといたします。

以上で一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。昼食休憩をとりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長　ご異議なしと認めます。よって、午後1時まで昼食休憩といたします。(午前11時58分)

◇

◇

◇

- 議長　再開いたします。(午後1時00分)

◎議案第32号の審議(説明・質疑・討論・採決)

- 議長　日程第2、議案第32号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

- 議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

- 議長　討論を終わります。

これより、議案第32号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の審議(説明・質疑・討論・採決)

- 議長　日程第3、議案第33号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

- 議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

- 議長　討論を終わります。

これより、議案第33号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長　　日程第4、議案第34号、令和7年度三島町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

（総務課長、議案書により説明）

○議長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番　　まず、8ページ、歳出のほうです。放送受信料が175万3,000円。これの内訳ってどうか、ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　こちら、町の公用車にカーナビと、カーナビとプラスしてテレビの受信機能がついております。こちらの受信機能について、本来ですとNHKも見られるということなので、放送法によりますとNHK受信料を払わなきゃいけないということで、多分議員の皆様も各ニュースで御覧になっていると思います。各町村及び消防でもありましたが、対象とする台数の、登録した年度から払ってくださいということになっておりますので、うちのほうでは、古いのだと16年ぐらいから前のやつがあるので、ワゴン車が多いんですが、そういうものの台数で10台のトータルになっております。

今新しく買った公用車については、テレビはついていないので、そちらのほうは払わなくていいんですが、そのような、ナビゲーションとテレビがついている車の、買った当時から全部払ってくださいということで、NHKと協議した結果、NHKのほうで計算してきた金額でございます。

○議長　　五十嵐健二議員。

○8番　　それって、請求は以前から来ていたわけですか。

○議長　　総務課長。

○総務課長　　請求は来ていなくて、近隣町村でもそうなんですが、調査により、私たちもその認識はなかったんですけども、結局町で持っているテレビの台数は何台ですかということで、庁舎にあるテレビは報告していたんですけども、車までもがその対象になるというのは私たちもちょっと理解していなくて、そのほか各町村も、広域の事業組合もそうなんですけれども、そこまでNHK受信料が発生するということは、皆さん認識していなかったのがほとんど回答のようです。

請求が来ていたわけではなくて、ここ1年、2年の間に、NHKとのやり取りの中で、ある自治体のほうから、自治体もどンドンそうやって払わなきゃいけない状況になっていたということで、三島町も確認したところ、その10台の対象があったということになります。

○議長　　五十嵐健二議員。

○8番　　普通、一般的に考えれば、以前から請求があって支払わなきゃならないっていうんだったら分かるんですけど、急に何年前に遡って支払ってくれてということ自体おか

しくないのかな。今からだったら、それは分かりますよ。今から受信料、車のほうのを頂きますって言うんだったら分かるんですけども、請求も出していないところに遡って払うというのは、これはおかしくないわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 放送法というか、NHKの放送法の中で支払わなきゃならないということになっているみたいなので、遡ってやらなきゃいけないということだそうです。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 それはNHKの問題ですよ。NHKで請求を出していないのに、いきなりこういうふうな形で175万3,000円ですか。これ相当の金額ですよ、受信料であれば。それがいきなりこういうふうに来るってこと自体、NHKが考えていることがおかしいっていうふうには考えないわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず契約、皆様のお家でもそうだと思うんですが、NHKを見られる時点で、自分で契約を結ばなきゃいけないので、それをやっていなかったのがおかしいですよって話になっています。見られるので、契約していないのがおかしいですねという話から、じゃあそこから、契約したところから払ってくださいという形になります。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 私たちも一応受信料を払っていますよね。それはNHKを見ているから受信料を払っているのであって、一般の受信料でしたら、東京あたりでは、私はNHK見ていませんから払いませんという人もいるわけですよ、中には。それは、正式にちゃんとした請求書を出していれば、それは払わなきゃならないというふうになるとは思うんですけども、今まで請求書もよこさないでいきなり急にどんと来るというのは、これ遡ってやるっていうのはNHKの都合であって、各町村がそれを支払わなきゃならない義務っていうのはあんのかなって思うんですけども。

○議長 総務課長。

○総務課長 各町村も皆さんそれぞれ悩んで、各町村では減額してくださいなんていう町村もあったそうですが、ほとんどの町村はやはり台数を調べて、契約時点からお支払いするという形だそうです。それは放送法と、やはり私たちがちゃんと理解していなかった、NHKが見られる、テレビが見られる状態で、NHKとはやはり契約しなきゃいけないところが、私たちが、今となってはあれなんですけれども、理解できていなかったということで、結局放送法に関わる部分だということのようなのです。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 結局、放送法とか、そういう法律に引っかかっから支払わなきゃなんない。それ、こういった公共団体ではなくて、一般もそうなのですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 ちょっと一般のほうは確認しておりませんが、皆様のご自宅でも見て、契約していない方のところには多分NHKの方が行って、払ってくださいとか契約してくださいって話になって、見ていないから払わないというのは多分都合の話であって、多分

そういうふうになると思います。

民間企業がどうかというのはちょっと分からないんですが、一般の人が乗っている車はどういうことなのっていう話で、それは、自宅で契約している方は、車は免除されるということだそうです。

うちのほうは、公用車はあくまで公用車っていう扱いになるそうなので、そちらで払わなきゃいけないということです。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そうすれば、民間はNHKの受信料払っているんで、車のほうは払う必要がないと。ただ、町当局は、公用車のほうは、一応受信料は払っているけれども、公用車は全く別個であるから、公用車のほうの受信料を払わなきゃならないっていうような理解でよろしいわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 民間のほうというのは、個人です。個人で契約されている方は、自宅で契約していて、自分の車でもし見られる場合は、それは免除されているそうなんですが、公的なのは、庁舎は庁舎、車は車という形で、別にやらなくちゃいけないというので、年に、調査来るんですけども、何台テレビありますかって、施設ごとに調査して出していました。そこに車が入っていると私たちも理解はしていなかったというか、それは認識が不足していたということになります。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 ちょっと理解に苦しむんですけども、こういった公共団体の場合は、こういった施設に対する受信料は受信料で、車は、公用車は公用車としての受信料を払うっていうような、そういう、放送法っていうか、それで決まっているわけです。それ決まっているんだったら、どうして最初から出さなかったのかというふうに思うのね。こんなでっかい金額になってきて、もし個人で払うとなったら、これできませんよね、はっきり言って。

町当局、自治体だからっていう話でこういうふうに出してくるんだったら、それは大きな間違いではないのかと。NHKとしては、やはりこういうふうにとるんだっていうふうに言うんだったら、もう前もって、早い段階でこういうふうな通知を出すべきではないのかと。それが、十何年も遡って払ってくれっていうこと自体がおかしくはないのかというふうに考えるんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 私たちも、この事案ができて、そういうことが起こっているのかというところはあったんですが、やはり他町村のものを確認しながら見ますと、やはり払うしかないっていうところで、テレビ、庁舎ですと、あるテレビ一台一台について払わなきゃいけないので、多分皆さんそれは各家庭でも御存じだと思いますが、テレビがある台数を払わなきゃいけないし、NHKのBSを見ている場合はBS代も払わなきゃいけないってなっていますので、遡ってというのも、話聞いたときはやはりびっくりした話なんですけど、基本的には自分がちゃんと契約してこういうふうにやりますよという行為を起こしてからテレビ、お金を払ってNHKを見るということになると思うので、そこは、なかなかこうい

う大きな金額で、年数もってなってしまうましたが、どこの団体も払っておる状況でございますので、多分うちのほうも、納得いかないから払わないということはなかなか難しいと思います。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 それでは、お聞きしたいんですけども、実際にこれ払うとしたら1年間にどのぐらいの金額になるわけですか。公用車のほうですけども。金額的に。

○議長 総務課長。

○総務課長 今1台につき6,000円くらい、昔は高かったんですけども、NHK。それが10台あるので、6万円とか7万円とかっていうふうに払わなきゃいけないそうです。1台につきちゃんと1テレビがあるので、普通にNHKを見る、払う料金を10台分払わなきゃいけないと。

ただ、広域の消防もそうなんですけれども、やはりどうしてもテレビのチューナーを外せないのもあったりして、私たちが今調べてはいるのですけれども、テレビ見ないんであればもうチューナー外してやりたいんですが、昔のだとバックモニターといろいろ絡んで出て、ちょっと処理できないのもあって、広域のほうでは、そちらは払うしかないということでは言っていました。

ただ、できればテレビは削って払わないようにしたいと思いますが、ワゴン車ですと、バックモニターついていないと、お客様のデマンドとかもありますので、そこら辺はちょっと吟味しながら、できるだけ払わないようにはしたいと思いますが、払わなきゃいけない場合は払うような段取りで行っていきます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしましたら、まず歳入のほうからで、6ページ、15の国庫支出金、国庫補助金で、土木国庫補助金のところで、社会資本整備総合交付金が2,250万円減額になっています。その代わりに町債を発行するようになるかと思えますけれども、この補助の出方というか、これだけ大きな金額が減額になった理由をお聞かせください

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 社会資本総合整備交付金という事業でございまして、いろいろな、様々なメニューございます。その中で、今回我々は消雪の井戸、大登の井戸を掘るという事業で予算の要望をしておりました。大体工事費の3分の1程度の要望、3,600万円の要望をしていたんですが、結局のところ、国の配分枠と県に対する配分枠、そこから、県から今度町に対する配分というのがありまして、内示額が最終的に1,350万円ということになって、要望額の約37%程度ということになっております。

あと、そのほかにも、いわゆるインフラの長寿命化とかに対するメニューもございまして、こういったものは逆につきやすい、6割以上の交付金がつくというような中身の制度になってございまして、今回はそのようなことで、新たに整備するほうだったので、補助金の率が低くなって、最終的にこの金額になったという内容でございまして。

○議長 吉垣議員。

○7番 なかなか金額が大きいというふうに正直感じるところで、これだけの予算が前後

してしまうというのは、予算編成の段階でその点吟味しながら来年以降検討してほしいと思うんですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 確かに、議員おっしゃるとおりです。高めに設定してしまえば当てが来るということもありますが、そういった、当初のやはり予算編成のやり方もありますので、その辺ちょっともう一度県などに、どんな感じで予算上げればいいですかねというの、あらかじめちょっと聞いてみるというのも一つの手だと思いますので、なおその辺も含めて、来年度またこういった交付金はどんどん活用していく方針ですので、議員おっしゃるとおり、後々ダメージがないような形にはしていきたいというふうに思います。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そのようにお願いいたします。

続いて、歳出のほうで、8ページ、総務費、総務管理費、生活工芸振興費のところの工事請負費で、生活工芸館クーリングタワー入替えのための予算が上がっています。私のほうでもちょっと現場見させていただいたんですけれども、そのクーリングタワーというものの上に屋根がないような状態で、今後やはり同じようにまた雪害の被害を受けるのではないかと思うんですけれども、そういったところの、今回修繕することによって、そういった改善というのはなされるのでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今ほどの586万1,000円でございますが、内容については、議員ご指摘のとおり、豪雪により雪で潰れてしまったというのを直す工事ではありますが、今回の積算につきましては、クーリングタワーの入替えにつきましての分の経費プラス、今後そのようなことがないように、屋根までつけるような予算を計上させていただいて、補正修正で直していきたいというふうに思っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 続いて、歳出のほうで、民生費、社会福祉費、社会福祉施設費の需用費のところ、ひだまりの電気料高騰というところがありますが、その理由と対策について、何かお願いいたします。

○議長 町民課長。

○町民課長 ひだまりの電気料につきましては、現在原因を調査中でありまして、分かり次第、皆様にもお伝えしたいと思います。

○議長 いいですか。ほかに質疑ありませんか。吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしましたら、歳出10ページ、7土木費、道路橋梁費、道路維持費の11役務費について質問します。

こちらは、全員協議会において、米子沢の裏、住宅裏の小屋の解体処分費というふうに伺いましたが、見るところによると、既に廃棄物の処理が進められています。作業員に確認したところ、9月1日から作業に入っているということですが、これは議決前の着工にはならないでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 議員が確認した混載ごみ、4立米のコンテナになりますが、こちらは総務課の財産管理費の当初予算のほうで出していただいています。主に処分したものは中にあった残置物、家財等の残置物等を処理したということになっています。

今回、予算15万円上げているものは、まだ壊したこの残材ありますので、そちらを入れるような予算ということで、議決前の着工にはなっていないということでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうしますと、既に裏の小屋のほうも解体されているかと思えます。その解体については桐の里産業が行っているということで間違いないでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 桐の里産業というか、町の直営で解体したということでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 町の直営で解体というのは、具体的にはどういう内容になりますでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 建物については、自分で壊せるなら自分で壊すということができます。その際、いわゆる建物の状況を確認して、ここも議会でも説明したと思うんですけども外壁、屋根がもう破損していて、このままですと壊れるということで、まず我々のほうで現地を確認したということです。

それに対して、どのように壊せばいいかということ、いわゆる計画をつくりました。そこについては私たち職員で行ってございます。

それで、どんなものが必要かということで、重機が必要になる。そして、こういった混載ごみを処分する、混載ごみとかごみを処分するボックス等が必要になるということで、そういったことも、町で結局それも全て借りた。そして、桐の里産業にはいわゆる公共施設、道路等の維持管理を行ってもらっていますので、その中で一緒にやったということで、いわゆる指揮系統、指揮管理、指揮命令は我々で行っています。あの人たちが勝手にやったわけではないということですので、特段我々が直営で壊したという認識でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。吉垣絵梨子議員。

○7番 今回、そうしますと桐の里産業の方が作業をしていましたが、それは通常の業務の中で行われていたということでよろしいですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 議員お見込みのとおりでございます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 ということは、そもそも桐の里産業には、町から各町様々な事業を委託していると思えます。今回の作業内容というのも、その当初に委託している作業の中にこの解体も含まれているという認識でよろしいですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 あの建物につきましては、昨年も説明しましたが、もう壊さないといけないということでしたので、今年度の事業の中で壊していくと、今年度の事業というか、

今年中に壊していくということが、最初からもう想定していました。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 壊すことについては、議員にも当初説明があって、そのことについては理解しています。また、その作業をされたのが、解体の作業をされたのが桐の里産業だったということに関して、私は問題がなかったのか今疑問があって質問しております。

一般的には、建物を解体するに当たっては、建設リサイクル法によって、解体業を営もうとする方は、請負金額にかかわらず解体工事を行おうとする都道府県知事の登録が必要とあり、私が調べた限りにおいては、桐の里産業はその登録をしていなく、また建設業許可も有していないと認識しているのですが、それは間違いないですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 そちらは間違いございません。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 そうすると、桐の里産業の方が解体をするということに関して問題ないのかという点、町の見解をお聞かせください。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 その件につきましては、いわゆる解体業をなりわいとしている者ではありませんので、いわゆる許可等は必要ないというふうに認識してございます。

いわゆる、先ほど言いましたように、町が直接建物を直営で壊した。自分の建物を自分で壊したという中で、桐の里産にお手伝い頂いた、そういう流れでございまして、特段そちらのほうの建設業とか建設リサイクル法、今回建物が80平米以下ですので、いわゆる事前の届出とか、壊しますよという改定計画とかは必要ないということで、今回建物につきましては55平米です。そういったもので、町が直接壊したということで、いわゆる指導監督、指揮命令系統は我々にあります。最後のいわゆるいろいろな手続等も我々がございまして、分担してやったという認識でございまして。

○議長 5番、河越昭利議員。

○5番 その町直営というところにちょっとまだ納得ができていないんですが、町が直営で行ったということは、そのとき作業に当たった桐の里産業の従業員の方の給料ですとかそういうものは、じゃあ今度それは町で支払うということによろしいですか。それについての補正なんかは上がっていませんが。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 その点につきましては、先ほど説明したとおり、通常の公共施設等の維持管理費の中でやってもらっているということです。作業の、いわゆる年間作業する中の賃金等で支払っているということです。

○議長 河越昭利議員。

○5番 そこがちょっとまだ納得いってなくて、であるならば、桐の里産業に仕事をお願いしたということになりますよね。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 そのような流れになります。

- 議長 河越昭利議員。
- 5番 であるならば、町直営の作業ではなくて、お願いしていることになると思うんですが、そこがどうしても今納得できておりません。もう少し詳しくお願いしてもらっていいですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 恐らく、まず一つは、先ほど建設法とかりサイクル法、いわゆる請負でやる、請負契約で例えば建物を1軒建ててくださいというようなことでやる場合は、ちゃんと請負契約金額を定めて幾ら幾らかかる、5,000万円なら5,000万円という金額をあらかじめ定めて、その契約に基づいて、請け負った側が自分らの企画、立案、そういった施工力等でやると。資機材も全部自分で準備するというのでやります。それが請負ということになってございますが、今回は、我々の、年間をお願いしている維持管理等の中での仕事の一環として行っていただいたということでございます。
- ちょっと話それますけれども、実際あの建物を壊すと300万円かかるという見積りをいただいています、昨年の段階で。ちょっとあの建物を壊すのに300万円はないよねということで、いろいろ調べて、なるべくお金をかけないでやりたいということでしたので、それですと、本当に一番最安値で壊せるということになりましたので、その方法で今回やらせていただいたというような中身でございます。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 まだちょっとしっくりきていないところはありますが、町が直営で壊した、例えば町の職員が直接やったというならば町の直営というのは判断、理解はできるんですけども、どうしても桐の里産業に仕事をお願いしたとなると、町直営という言い方がまだ、質問はいいです。納得はできていないですが、そうであるならば、ちょっと私もこれ以上は勉強不足なんで話ができませんので、これに関してはこれで質問を終わらせていただきます。
- 議長 吉垣議員。
- 7番 そもそも年度当初に、桐の里産業に委託する業務の中に今回の解体等も、業務委託契約みたいなものを結んでいるかと思うんですけども、そういった中に、この解体についても含まれていたと考えてよろしいですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 あの建物を壊してくださいという中身、細かいところまでは入っていません。ただ、年間のいわゆる公共施設、道路等の維持、補修管理といったところを一式でお願いしていますので、その中で行ったという内容でございます。
- 議長 吉垣議員。
- 7番 最後に確認させてください。
- 先ほど300万円ほどかかるということも分かって、予算的に厳しいというのも十分承知していますが、基本的に、町は法令遵守が基本で全ての業務を行っているというふうに考えてよろしいでしょうか、町長。全ての業務は法令遵守の下に行われていると考えてよろしいですか。それが町の基本として……

- 議長 町長。
- 町長 勉強不足なので、急にで、分かりません。調べます。
- 7番 何て言ったかが分からなかったです。
- 議長 町長。
- 町長 町は法令で設けますから、法令遵守で仕事をしているということです。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。5番、河越昭利議員。
- 5番 それでは、歳出の8ページ、アジアデザイン学会のバス運行についてお伺いします。

このアジアデザイン文化学会国際研究発表会というものが、今年11月21日から22日の2日間、交流センターやまびこで開催されます。その参加者を送迎するための補正予算が今回提出されておりまして、そのバス代が41万6,000円、これが計上されておりますが、この件につきまして、8月22日に開かれた全員協議会の議案説明では、参加人数が150人程度であると。町内だけでは宿泊者の全てを受入れることが難しいということで説明を受けました。それ以外の詳細は決まっていないと、そのときの説明でありました。

また、一方で、同じ22日に開かれている全員協議会で、町民課の宮下病院移転に伴う土地取得問題の弁護士費用については、現在の状況や今後のスケジュール、構想費用など具体的な説明を受けました。しかし、そこまで説明を受けたんですが、まだまだ精査が必要とのことで、9月下旬に臨時議会を開催し、そこで審議をお願いしたいと、そういう申出がありました。

予算の計上の原則として、今回のこのバス代のような情報が確かでない、不明確な予算をそもそもまず計上してよろしいのでしょうか。予算の計上の在り方として、必要性や公益性、公平性など基本的なところがあると思いますが、今回何も決まっていない状態でこの予算が計上されてくる。三島町として、この予算の計上の在り方で正しいと思いますか。これ、町長にお伺いします。

- 議長 町長。
- 町長 まだ実施していないというようなことで、恐らく計上の仕方は正しいのかというふうに考えております。
- 議長 河越議員。
- 5番 少し理解ができなかったのもう一回お聞きしますが、何も決まっていない事業の予算を計上するというのが正しいことなのかどうなのかということをお聞きしております。
- 議長 町長。
- 町長 日程は決まっているし、一応ある程度の方法は分かっているので、事前に、ちょうど9月ですから事前に予算を作成した、予算を取ったということでございます。間違いはございません。
- 議長 補足しないでいいですか。いいですか、補足、後で。
では、河越議員。
- 5番 事業が確定しているということなんですが、まずそもそもこの同学会、このこと

についての理解もまだ、もちろん私も進んでおりませんし、もちろん町民の方にも全然伝わっていないと思います。

ホームページ等で確認しましたが、学会はもちろんありますし、研究発表大会なんていうのも毎年開催されてはいるようですが、まずこの学会と三島町の関係や、過去三島町で開催したことがあるのかは、課長、お願いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今回のアジアデザイン学会につきましては、今回三島町は初めて行う事業でございます。

そもそもきっかけでございますが、名誉町民であります宮崎 清先生がこの事業の主催者という形でずっと長年行っておりますが、今年の1月、三島町に訪問した際に、今年より三島町で開催したいというようなお話を町長に受けております。

この事業につきましては、なぜ三島町でやるのか、行うのかという趣旨を町長も判断した中で、ぜひうちの町でも共催という形でやらせていただきたいという思いで話を、返答をしているところでございます。

この事業、我々としても、この分科会、学会が果たしてどういう、町民に対して理解が得られるのかどうかということでございますけれども、我々の名誉町民であります宮崎清先生が、やはり私たちの町的生活工芸運動という取組を、アジア全体の大学の先生たちが多く来られますので、そういった形に、この現場にていろいろな面を見ていただいて、その見た中の段階での、今後の三島町的生活工芸の発展にぜひつなげていただこうという思いの中からこの事業が展開されてきているものだと判断しておりまして、予算化したということでございます。

○議長 河越昭利議員。

○5番 今のお話の中で、共催のお話が出ましたが、共催というものは向こうの学会側から提示されたものなのか、町側から共催しますとなったものなのか、そこをまずお聞かせください。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 こちらのほうは町からではなく、あくまでも主催者であります宮崎 清先生を代表としたところからの共催という形のお願いです。

○議長 河越昭利議員。

○5番 その共催依頼というものは、実際に文書で来ているものなのか、口頭で言われたものなのか。そこをまず教えていただきたいです。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 こちらのほう私は、今文書では確認はできておりませんけれども、3月末時点での、この募集要項に、三島町生活工芸館という形では共催事業ということで入っておりますので、その時点でもう確定になってきているのかというふうに考えております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 共催事業で入っているというのは、どちらにそれが入っているということですか。

○議長 地域政策課長。

- 地域政策課長 アジアデザイン学会の今回の開催要項の中に入っているということでございます。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 それは、勝手に共催はできないですので、共催の判断というのはもちろん町長がされたと思うんですが、3月中にそれを、共催を確認したわけですね。
- 議長 町長。
- 町長 課長といろいろ相談して、最終的には共催でいこうということで考えました。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 まず一つ、3月に共催というのが確定されていたのであれば、なぜ8月22日のまじず説明、議案説明でそのことが触れられなかったのかを、まず最初に聞いておきます。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 こちらにつきましては、議員ご指摘のとおりでございますけれども、実際3月にはこの開催要項という通知が来ておりますけれども、具体的な中身については、まだ先生たちのほうからの話はされていない状況でございました。
- 我々のほうで、もしお手伝いできることであれば、予算化のことも含めなくてはいけないのでということでの協議はオンラインで行っていきまして、そういった観点から、このような予算計上という形をしております。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 ではなくて、22日になぜその説明がされなかったのか。その説明があれば今こんなことを聞かなくてもよかったです。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 こちらのほうについては、説明不足で申し訳ございませんでした。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 何か釈然としませんが、ちゃんと書類としては残っているわけですか。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 データ上で記載、こちらのほうに来ております。
- 議長 河越昭利議員。
- 5番 その件については、分かりました。
- あと、今回の送迎バス、この費用は、直接町民へのサービスにつながるものではないとやはり感じます。本来はイベント主催者が負担すべき、バスの送迎なので、主催者側が本来は負担すべきだと考えますが、なぜ主催者がイベントの開催費用を払えない、そう言ってきたのか、その理由をまずお聞かせください。
- 議長 地域政策課長。
- 地域政策課長 こちら、このアジアデザイン学会というものは、この大学の先生たちがお互い、皆さんでタッグを組んで行っている事業でありまして、それぞれ会費を納めたりとかしながら行っている事業、今回も会費を募って行っていく事業でございますけれども、何分国内、国外、去年は150名から200名の人数でしたが、今年は三島町でやるということなので、なるべく100名ぐらいに抑えたいという形が今来ておりますけれども、そういっ

た意味で行っていく中で、どうしてもやはり経費が、個人負担経費がかかるものですから、せっかく我々の町に来ていただけるということもあるので、今回バスの委託の分については計上させていただきました。

ただ、これは今先週末の話がまだあったものですから、今まで議会のほうには、今回予算計上しておりませんが、主催者である宮崎先生からは、若干のバスの使用料については負担することができるというようなお話も受けておりますので、もしそういったことが生じた場合は、しっかりと歳入に入れたいというふうに思っています。ただ、補填はしないといけないというところがあると思うので、補填はするという形をとっております。

そして、この今回のバスを委託したメリッ的なものとしては、100名を想定しておりますが、この100名の方、町内に宿泊される方も多くいると思います。そういった町内に宿泊されると、大半の旅館施設等については満床になるので、そういった面からしても経済効果は高まると思いますし、またバスを運行するに当たって、地元の山中ファームにお願いしたらいいんじゃないかというようなご意見もありますけれども、こちらにつきましては会費をとって行っている事業ですので、山中ファームですと白ナンバー行為で、旅行業法等に違法を来すというような形で、山中ファームからはできないというようなお話を以前に受けていたものですから、今回奥会津交通のほうに見積り書を依頼して提案をしたという形で計上しているものでございます。

○議長 河越昭利議員。

○5番 先ほどもちょっとお話がありました経済効果や知名度向上、町のPRということなんですが、この言葉は、執行部のほうからはよく出てくる言葉であります。これは、よっぽど悪意のあるイベント以外はもう全てのイベントに当てはまってくる言葉であって、具体的な数値なんかは、根拠、こういうものがなければ、今回の判断基準には私はならないと感じております。

また、町内でのイベント、町内地区のイベントでバス送迎をお願いしたら役場に断られた、こういう事例もあるわけですが、そのことと今回のイベントを比較した場合に、今回の支出がみんなに公平であったのか、町民と特別町民、公平であったのか。これを町の人に説明できますか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 こちらの件につきましては、再三私のほうからお話させていただいております。かなりの宿泊者が多く見込まれるということと、そういった商工的な経済効果というのを十分我々としては、観光として、経済効果ということで高めていくということが一番の主体でございます。

もう一点は、町の生活工芸運動という今後の発展性も期待しておりますので、今回町内の方々の傍聴、見学もできるような形になっておりますので、そういった観点から、今後の三島町のさらなる発展に寄与するものだと理解しております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 であるならば、各地区のイベントなどでバスを、今まで要望を断られてきたということは、経済効果、知名度向上なんかには、地区のイベントではそこは認められない。

だからバスの送迎、これを断ってきたという認識でよろしいですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今の話で、地区で要望されたバスの案件と、今回のこちらの事業の案件というのは、ちょっと比べることが違うのではないのかというふうに思っております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 ちょっと説明が悪かったです。

地区のイベントといいましても、町外から人を呼んでくるような、集めてくるようなイベントも、三島町では行っているところもあります。そこでバスを要望したら、やはりちょっとバスはできないぞという判断があったと。それと今回で、規模が違うかもしれないですが、町民のやっていることにはバスは出せないということですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 こちらのほうにつきましては、必ずしも地区で行っている事業、イベント等について、バスを町で出さないというような話出ておりますけれども、今ほど申し上げたとおり、会費を集めて行っているイベント等であれば、白ナンバー行為での運行はできないということがまず一点あります。

もう一点は、例えば、イベントではございませんけれども、あるイベントですと、町の地域活性化事業補助金などを活用して、この補助金を交付しておりますので、補助金の中からそういった民間にバスを依頼して事業を実施しているというような活動をしておりますので、そういった形でのなるべく考慮、配慮というか、そういった応援をしていきたいという形で、町では行っております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 そうですね、今補助金で多分対応されていると思います。

ですが、今回のこの補正予算、これが認められれば、今後も特別町民や特定のイベントの交通費負担、これが増えてくる可能性もあります。そこが、これからの心配される状況であります。

質問ではないです。

○議長 ほかに質疑ありませんか。6番、大竹克昌議員。

○6番 今の件であります、かなりこの件は、共催か共催でないかで中身が変わってくる件なのかと、私は思っておりました。

あまりにも突発的に出てきた話であります。先生がバスを出してくれ、こっちからバスを出します。そういった検討または共催で、町が協賛して、先生と一緒に盛上げていきたいと思います。これとはまた話が変わってきますので、共催ということで、これはこれで一つの事業なのかと私は思っておりますが、ただあまりにもこの事業といいますか、補正が突発過ぎまして、1月から話はあったものであります、私たちには何の説明もありませんでした。8月の全員協議会で急に出てきて、皆さん納得ができないまま多分この後審議に入ると思いますが、共催ということで、いろいろ私もこの説明の中で、どっちに行くか考えておりましたが、ただこの補正の予算、一般会計の補正予算にかかるこの流れ、その仕組み、私はまずそこを変えてもらいたいと思います。多分、地域政策課長、

総務課長の中で話し合いをし、この話が、総務課長査定が通り、副町長がいませんので町長査定のほうに行った。ほかの課長の皆さんは、多分全員協議会までこの話が分からず、そのとき初めてほとんど聞いた話ではないのでしょうか。

そうではなくて、これだけの重大な事業でありますから、課長みんなで集まってまず話し合いをして、ほいならこの事業はどうなのか。それから総務課長に査定をしていただいて、副町長はいませんので、町長が決めると。そういう流れにさせていただきたいと思います。

以上です。

- 議長　質問してください。これは一般会計に対する質問の質疑でありますので、持論を述べるところではないので、質問をしてください。

地域政策課長。

- 地域政策課長　今ほどのご質問でございますけれども、確かにこの予算の計上の仕方については突発的なところがあったのかもしれませんが、これにつきましては、議員の皆様へ報告が遅れてしまったということについては申し訳なく思っております。

しかしながら、この事業につきましては、庁内連絡会議の中、課長会議の中にも、こういった話があるということは春先から話をしておりました。こういう形で相当の人数が来るというようなことも想定しておりました。

ただ、我々としても、今回初めての、今回そういった取組もあって、どういうふうに我々として、共催事業として行っていくかという詰めの調整がなかなかうまくできなかったことによりまして、今回こういうようなことが出てしまったのは誠に申し訳なく思っておりますが、今後につきましては慎重な対応をさせていただきながら事業展開、また予算計上をさせていただきたいというふうに思っております。

- 議長　大竹克昌議員。

- 6番　今後、河越議員が心配しているとおり、例えばですけれども若松三島会、東京三島会、ここで総会をやります、バスを出してください。そうならないような説明、今後させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 議長　総務課長。

- 総務課長　地域政策課の答弁のとおりですが、毎月2回ほど庁内課長連絡会議をしておりまして、その中で、こういうことがあるということで、あと議会のほうに丁寧な説明ができていなかったことは大変失礼いたしました。

今後ちゃんと、そういうことがありましたら、全協ありますので、そちらのほうで説明させていただいて、予算を確保させていただきたいという趣旨のご説明を丁寧にしながら行っていきたいと思っております。

- 議長　五十嵐健二議員。

- 8番　人を集めて何かをやるっていうことは、これは町にとっても大きな事業なのかというふうに考えます。来ていただくのは結構だと思います。

ただ、今地域政策課長の説明の中で、工芸関係だとかそういったものに非常に役に立つ、そういう事業になるだろうというような説明があったんですけれども、それはあくまでも町の判断でありますので、やはり前もって、早い段階で分かるのであれば、全員協議会な

り、月例の全員協議会もやっているわけですから、そういった中で説明していくのが筋ではないのかと。

これ、金額的にはそんな大きい金額ではないので町のほうでこういうふうに出してきたのかと思うんですけれども、趣旨としては、やはりしっかりと説明していく必要があるのではないのかというふうに考えます。

今後こういった事例が出てきた場合に、またこんな感じで出して来られれば、私どもはやはりある意味その事業に対して疑問を抱く、そういうような形になりますので、納得のいくような説明をしていただくのがまず筋なのではないのかというふうに考えます。

ですから、予算に、補正予算に上げるのは結構ですけれども、その内容についてはしっかり全員協議会なりなんなりそういうときに説明していただくのが筋だと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長 質問してください。ここ述べるところではないので、質疑ですから。
- 8番 予算を立てる場合に、いきなりこういうふうな立て方ではなくて、前もって話していただくような、金額の問題ではなくて。そういったような形はとれないのかどうかという事なんです。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 今大竹議員にもお話ししたとおりでございますので、庁内連絡会、月2回しておりますのは、全協も含めて、議員の皆様にお話ししなきゃいけないことを各課で出させていただいて精査しているところでございまして、今回は大変申し訳ございません。共催という形で進めさせていただくことに決めておりましたが、それを皆さんのほうに説明せず、予算だけが出てしまったということで、宮崎先生には本当、先ほど町長、地域政策課長もお話ししているとおひ、大変お世話になってきている部分もあります。そこに甘んじてしまったというのものもあるかもしれませんが、そういうことのないよう、皆様のほうにこういう事業がありますのでぜひということで、ご説明を丁寧にしていきます。
- 議長 5番、河越昭利議員。
- 5番 先ほどから名前、度々出ますが、宮崎先生の名前が出ます。これは名誉町民、もちろん私も存じておりますが、特別扱いをされているような気がしてきますが、それ以外の名誉町民の方が例えばこういうイベントを考えたときでも今と同じような対応をするということで、その認識でよろしいですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 名誉町民は宮崎先生のみですので、そのほか関係のあった方で、やはりこういう事例が出た場合は、先ほどからお話ししているとおひ、こういうことが町のほうに相談あったのでということで、議会のほうにも説明させていただいて、皆さんに納得頂けるのであれば予算を計上していきたいと思ひます。
- 議長 皆さんに申し上げますが、今補正の件で質疑を受けておりますので、どのようにしてっていうか、金額じゃなくて流れの中身の、また金額と外れた中身の様なことではなくて、今会計についてやっておりますので、それについての質疑をお願いします。

自分たちのそれに対しての町の考えとかそういうのを聞くに当たっては、一般質問等に、

その時点は振り返っていただいて、今は一般会計の補正予算の中身、会計についての質問をしてください。

7番、吉垣絵梨子議員。

- 7番 予算の計上に当たっての判断基準、その予算が適当かどうかを判断するために質問させていただきます。

今回、3月の時点で、町は共催するというふうに決断をされた。共催の、例えば他自治体であると、共催の文書を出して手続をするであるとか、そういった基準があるかと思いますが、町にはそういった基準は、基準というかそういった手続は今回踏んでいないと感じました。

町が共催すると町長が決裁する、そういったその基準っていうものを最後教えていただきたいです。

- 議長 総務課長。

- 総務課長 基準という明確な、この事業に対してこうだ、この団体に対してこうだということはないです。

やはり、議員ご指摘のとおり、名義後援であったり共催であったりというのは文書で来ていただいて、最終決定は町長いたしますので、今回宮崎先生のデザイン学会のほうに関しては、ちょっと文章のほうもあれだかもしれないですが、共催を町長は、先生と直接お話ししている中で、主催である方とお話しする中で共催すると町長が決めたものですので、いつもやっている名義行為であったり共催の確認行為とは、やはりその中身とかそういう部分で判断するものでございますので、明確な団体があって、こういうところということには決まっではないんですけども、あった内容を精査しながら、町のほうでは進めております。

なかなかあれなときは町長に確認をいたしますけれども、名義後援とかだと、私たちのほうで町長にも確認しながら、名義後援でいいですか、承認していいですかということで確認して判こ頂きながら、向こうのほうには名義後援のみとか、あと共催になってくるとやはり中身的な部分もちょっと確認しながらという形になると思います。

- 議長 町長。

- 町長 特別町民の宮崎先生、お分かりになって恐らくお話ししていると思うんですけども、私は。ちょっと、議会のあそこにただ額が飾ってあるぐらいで、本当に生活工芸運動をやるのに、恐らく50年ぐらいずっと生活工芸館をつくる、あるいはあそこにいろいろつくると、あるいは間方に行って何回も冬通ったり、相当、あと様々な集落に通って、自分の、三島の生き方を一緒に考えていただいたということで、そういう先生なんです。特別な、何もなくて、今先生がやりたいということになれば、4代にわたってずっと、4代にわたって首長たちが継承してきた人なんです。あの人がいなかったら生活工芸運動だとか地区プライド運動なんてなかなかできなかったというようなことで、これは公平とか公正じゃなくて、やはり三島を、ある面では三島の地域の資源を例えば考えながら編み出してくれたというようなことで、当然、説明はしなかったのが悪いとは思いますがけれども、当然この人の言うことはやはり受けて、みんな町民と一緒に新たな生活工芸運動をどうし

ていったらいいのかというようなことで、新しい展開にきているというようなことで考えておりますし、ある面では台湾からも、うちのほうも台湾との交流、いろいろな人が台湾から来ます。大学生、科技大学とか、あるいは様々な大学生が来て、地域の人のじいちゃんばあちゃんと交流をしながら、その形をつくってくれたってということで、今までにない、日本にはないような、テレサ・テンとはまた違う考えの人でございます。その人がいるために、例えば、経済産業省の文化の日本の賞をもらったとかってというようなことで、本当に三島にとっては、50年の中の最大のある面では先生だなど、私は尊敬しています。

しかし、尊敬するから公平にやらないじゃなくて、やはりなるべくなら公平にしたいと思っておりますけれども、大学の先生って割と急に言われて、こうやんねえかみたいな話がありますし、そういうことを反省しながら、やはり我々は議会の了解を得ながら、金額は少ないですけども、いきなり来て、全て議会との相談、こういう予算ですから、議会との協議の中でやっていくというようなことでございますので、その辺をご理解頂いて、ひとつみんな楽しく先生たち、百何十人、柳津にも泊まるときもあるし、三島にも泊まりながら、そういう交流をしながら、これからの三島町はどうあるべきなのかっていうことも議論しながら進めていきたいということで、今回のデザイン学会を招致するというか、向こうでやってくれねえかって来たんですけども、そういう背景があって受けたというようなことでございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。5番、河越昭利議員。

○5番 議長、あと議員の皆様、私は議案第34号、令和7年度三島町一般会計補正予算について、修正動議を提出いたします。

提出に当たり、一時休憩をお願いいたします。

○議長 ただいま河越昭利議員より、令和7年度の一般会計補正予算の修正動議提出のため、休憩の申出がありました。休憩することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 では、ご異議なしと認めます。

それでは、議員の皆さんは議員控室のほうへお集まりください。

なお、ここでちょっと、時間たっているので、トイレとか、傍聴の方も済ませていただくようにしてください。議員の方は終わり次第休議です。休議です。大変、言葉間違えてすみませんでした。あと、課長入んなねえべ、総務課長。総務課長と、入ってください。

休憩してください。45分から再開しますので、休憩で。(午後2時35分)

◇

◇

◇

○議長 それでは、再開いたします。(午後2時45分)

河越昭利議員ほか1名から、お手元に配りました修正動議が提出されております。

この動議は、地方自治法第115条の3及び三島町議会会議規則第16条の規定により、賛成者がありますので成立されました。

よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。河越昭利議員。

○5番 議長、副議長、議員の皆様、休憩を頂きどうもありがとうございました。

改めて、議案第34号、令和7年度三島町一般会計補正予算に関する修正動議の趣旨を説明させていただきます。

本修正動議は、令和7年11月21日から22日にかけて交流センターやまびこで開催される、第19回アジアデザイン文化学会国際研究発表大会の参加者送迎バス借上料を削除することを目的としております。

修正動議の理由は、次のとおりです。

まず、第1点目。当該学会は名誉町民が主催するものであり、町からの招致も行っておりません。町民の利益や生活向上に直接結びつく効果の根拠に乏しく、またその効果は非常に限定的であります。

町内では、地区事業の際、バスの送迎を断られた事例もあり、公金の使い方が不公平であると考えます。また、共催・協賛についての町条例等の決まりがなく、町長の判断のみで決済できる。この補正予算が認められれば、今後も特定町民や特定のイベントの交通費負担が増えてくる恐れがあると考えます。

2点目。参加者の送迎は、主催者である学会が負担するべきであり、また宿泊先が対応するべきものと考えます。交通費を全額町が負担するに至った経緯の説明では納得できず、公費で支払いすることに町民からの理解が得られません。

3点目。町の財政状況は悪化しています。優先して取り組むべき課題が山積みの中で、参加者送迎バス費用、その負担は非常に優先度が低いと考えます。

以上の理由から、当該経費の削除が妥当と考え、本修正動議を提案した次第です。

予算は、議会の議決がなければ執行できません。町民の福祉向上につながらず、多くの町民が望んでいない予算を可決してしまうようでは、町民の代表として、執行機関の監視を行う議会の役割を果たしていないと感じます。

それでは、予算書の変更点をお伝えします。

予算書の8ページ、まず御覧ください。

9番、生活工芸振興費の委託料41万6,000円。アジアデザイン学会バス運行、これを減額し、11ページ、最後の予備費、こちらに同額計上し、歳入歳出の補正予算と合計総額に変更はありません。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。7番吉垣絵梨子議員。

○7番 私は、修正動議に賛成の討論をします。

宮崎先生が、先ほど町長がおっしゃったように、町の生活工芸文化をつくり上げた大事な人であることは承知しております。私も、昨年2月、町民センターで開かれたふるさと運動50周年の講演も聞きに行きました。宮崎先生が本当に大事な生活工芸文化をつくり上げたということは承知していますが、今回の学会というのは、あくまでもアジアデザイン学会であり、この三島町の生活工芸を取り上げる内容であるとか、町民との交流があるわ

けではない内容と推察します。

河越議員の指摘に加え、一般質問でも申しましたが、本町の財政状況は非常に厳しい状況です。もちろん、財政に余裕があればこのような支出も問題ないのかと思いますが、私は、このように財政が厳しい状況のときに、これまでの積み重ねがあるとはいえ、町民にとって効果の薄い事業、あくまでも学会であり、町民との関係性というものが見えにくい支出に対して公費を充てる余裕はないと考え、本修正動議に賛成いたします。議員も、そのような視点に立って、ご理解とご賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 これより、議案第34号、三島町一般会計補正予算修正動議案についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は修正動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立3名であり、少数であります。

よって、議案第34号の修正動議案は否決されました。

続いて、原案についての質疑は終わっておりますので、議案について討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第34号、令和7年度三島町一般会計補正予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立4名、多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第5、議案第35号、令和7年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第35号、令和7年度三島町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第6、議案第36号、令和7年度三島町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第36号、令和7年度三島町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第7、議案第37号、令和7年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第37号、令和7年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第8、議案第38号、令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算を議題とい

たします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、五十嵐健二議員。
- 8番 公営企業になつての、これ簡易水道事業の会計、補正予算なんですけれども、これは一応町から公営企業に融資できる補助金っていいですか、そういう形で出せる金額っていうふうに考えてよろしいわけですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 こちらは、三島町の公営企業会計が簡易水道事業債として借入れるという内容でございますので、この分がいわゆる公営企業会計の簡易水道の部分の農地の借金という形になります。
- 議長 五十嵐健二議員。
- 8番 そうすると、これは公営企業のほうで借入れる金額って今説明ありましたよね。そうすると、これがどうして町の補正予算という形で上がってくるわけですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 こちらはあくまでも簡易水道事業、いわゆる公営企業会計の補正予算ということなんです。(「それはちょっと意味分からないな。ちょっとよろしいですか」の声あり)
- 議長 五十嵐健二議員。
- 8番 ここに出したのが、公営企業の補正予算ということ。(「一般会計ではないです」の声あり) そうすると、ここに出してあるこの金額1億860万円、これが公営企業の補正予算ということなんです。そうよね。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 ここに上がっているのは、借入金額の上限を、今簡易水道事業会計として起債を、借入れる金額の変更をします。補正予算はないんですけども、過疎債がどうしても調整あつてしまつて、減つてしまつたので、簡易水道事業で借入れる金額を上げて、過疎債がとれなかつた分、借入れなかつた分を簡易水道事業債に上げますっていう変更だけです。これは、補正予算総額じゃなくて。
- 議長 五十嵐健二議員。
- 8番 よろしいですか。ここに、補正予算というふうに上がっていますよね。いわゆる借入れする金額の限度額、ここに出ているの。だから、それがどうして補正予算という形でここに上がってくるのか、意味が分からない。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 財源を確保しなきゃいけませんので、そちらのほうになっていますし、一般会計でも第2表で過疎債のほうの金額を上げておりますので。
- 議長 五十嵐健二議員。
- 8番 大体のあれは分かつたんですけども、とにかくここは借入れの限度額というこ

となのね、公営企業で。予算はまた、ここに補正予算とかなんかとは関係なく、とにかく借入れるための限度額がこうだっていうふうな形で上げている。

○議長 起債のこれが変わったから上げるっていうことを言わないと。

総務課長。

○総務課長 歳入として予定していた過疎債の分が、予定していた分が借りられないので、別なところから借入れというなので、結局補正予算の総額は変わらないので、借入れ先を変えたっていう。なので、予算はない。

○8番 それは分かるんです。

ただ、ここにこの補正予算っていうふうな形で上がってきていますよね。これ借入れる金額ですよね。補正予算というからには、補正予算として何かしら公営企業のほうに出すお金が上がってくるのかというふうに理解するんです。そうではないのね。

○議長 総務課長。

○総務課長 そうではなくて、借りる金額の限度額も議会の議決を得なきゃいけないので、こちらのほう、簡易水道事業会計のほうも議会の議決をいただくということです。上限をいただくという補正の内容でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第38号、令和7年度三島町簡易水道事業会計補正予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の審議（説明・質疑・討論・採決）

○議長 日程第9、議案第39号、令和7年度三島町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。産業建設課長。

(産業建設課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第39号、令和7年度三島町下水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎散会

○議長　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3 時43分)